

昭和二十三年五月

論

考

資

料

電信局、電報局、電話局

一、開港規則（坂革）をもとに日本放送協会定款
民法、海難電信法、放送用私設無線電信規則

誠信大臣の行う公益法人の設立及び監督に関する規則
設立許可命令書、日本放送協会定款

二、日本放送協会機構

三、放送施設状況

四、聴取者普及状況

五、事業の收支狀況

六、各國放送事業の經營形態

七、放送法律、ならびに各方面の意見

九月廿九日（西暦）からひに日本互送命令定款

一 民事

第一 情報、公報、電報、郵便、空船、汽船、汽船其ノ他公益ニ關スル船舶又ハ其間ニシテ情報其目的トセサルモノハ主の官能ノ最可ト得テ之モ當人ト寫スコトヲ得。

第二十八條 亂世在人ヲ足取ハ應社員ノ四分ノ三以上ノ同意アルトキヘリ之マ經費スルコトヲ得。但定額ニ制限ノ定アルトキハ此限ニ在ラバ、旋即ノ如處ハ主の官能ノ認可ヲ受クルニ非キレハ其效力ヲ生セス。

第六十七條 在人ノ公務ハ主の官能ノ監督ニ屬ス。

三 在人輪ハ何時ニテモ公職ヲ以ナ在人ノ義務及ビ財産ノ狀況ヲ申告スルコトヲ得。

第四十一條 在人が其目的以外ノ事業ヲ爲シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル候旨ニ譲反シ其公職ヲキスヘキ皆爲ヲ無シタルトキハ主の官能ハ其目的ヲ取消スコトヲ得。

二 無線電信法

第一 業務無線電信及無線電話ハ政府之ヲ會掌ス

第二 業務用ニ於ケル無線電信及無線電話ハ其令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ私設スルコトヲ得。

第三 航行ノ安全ニ關フ目的ト以テ船舶ニ施設スルモノ

第四 同一人ノ航行終了ニ用フル往來祐互間ニ於テ其ノ事業ノ用ニ供スル目的ト以テ船舶ニ施設スルモノ

第五 賽馬場運送ノ業、遊食者トノ間ニ應答ノ導用ニ供スル目的ヲ以テ信使輸送、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナキ陸地又ハ

モノ

第六 賽馬場運送ノ業、遊食者トノ間ニ應答ノ導用ニ供スル目的ヲ以テ信使輸送、無線電信又ハ無線電話ニ連絡スル會社ニ專用スル在庫以テ施設スルモノ

第七 在客船ノ船主が入港ニ於テ荷上卸事ノ必要アリト認メタルモノ

ニシテハセガラシテ良成ル
ハ一ノ内名如其ノ心ノ御珍サムシ又ハ之ヲ御スル御前取スルハ
御前御召書ハ本句ノ密ムル所ニ依ル
第六號御承認書御事務官御者丸謹奉ト
シ氣付大也ノ事也アタクベシ
ア起義目見元智ニオクル御體ノ名前、云々御體、云々御體及御體等
久ハ工部御許書本ノノ事項ニ參照セントスルトキ
ハ此處テ志士入ハ兵ノ民也キ此セントスルトキ
第七號ハニ五邊御職御事務官御事務官シタルトキハ此處也、云々ハ次
ノ旨ヲシテ大也ニ西出ツヘシ
ハ八號、御承認御事務官御事務官シタルトキハ第ノ期日、七日間也
此處、唐大王ニ居出フヘシ

新刊書
新刊書
新刊書
新刊書
新刊書
新刊書
新刊書
新刊書
新刊書
新刊書

前項ノ本約契書ハ前年慶末吉現在ニ係ル但シ第一金額二項ニ基半
額取扱ヲ免除セラレタルモノニ斯ル契約書ハ之ヲ證據ス

第一項ノ所管科ハ年々計年度開始後一月以内ニ所轄巡回局長ノ指示ス
ル勅令官署ニ之ヲ納ムヘシ

事一項ニ依リ徵收シタル等許料ニシテ通信官署ノ過失ニ致り送付又ハ送納・ナリタル場合ニ於テハ其ノ額ニ張り開示ニ依リ之ヲ還付ス

ヨシスヘシ
子一條 感染症數字第三回ニ於ル私設無線電話施設者ヨリ懸取料ヲ

テントスルトギハ争メ其ノ軍反勢約軍軍ヲ定メ逃脅大臣ノ謀原ヲハクヘシ足ヲ更セントスルトギ示相シ

契約締結ノ變更ヲ告シ又ハ契ニ告示スル所ニ依リ契ニ懸取料ヲ免除シムルコトアレハシ

前二事ノ處ニ依リ遂取脣額若ハ矣細胞消ヲ
知可シ又ハ細胞更ヲ給シク

前回入臣の行う公堂法人の設立及び監督に附する規則（昭和二十三年七月
遷信省全第八號）

七箇所の入院、その年度末の薬価はつて等額算定の初回
六十四内訳、次の各款に定める事項を外様大原に届けられ

外の者も、内に居る者も、皆、この事に心を痛め、嘆息する。而して、其の外に、外の者も、内に居る者も、皆、この事に心を痛め、嘆息する。

卷一八二〇號

可

就調法入 日本放送協會

設立者代

赤 原

井

田

原

金

之

助

三

此正一八月六日附申請社國法人日本放送協會設立ノ許可ス

大正十五年八月六日

謹啓大江 安 道 誠

命令

昭和二年正月二日
電無第二號
宣業第二三號

社團法人 日本放送協會

設立規程 告白

永田仁助
野、金之助

ノニタヘシ之ヲ變更セシムルト幸亦尚シ
主務大臣ハ前項ノ附註及豫算ニ付變更ヲ命スルコトアルヘシ
第二條ニ付會ニ於テ附帶事項ヲ追加シムタルトキハ一月前ニ主務
大臣ニ届ケツハシ

ノニ於テ公務上必要アリト認ムルトキハ前項ノ豫算ヲ付變更セシ

第三條ニ付該方法ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ(昭和二年正月二日)
途、金額、收入先、積入金ヲ爲サムトスルトキハ一月前ニ主務
大臣ニ付該途中の書類にて必ず該之付をハ此ノ議ニ在ラス
トスルトキ亦同シ

但、前項ハ設置ノ理由及予算ノ主な事項天候ノ認可ヲ受ケヘシ之
外、又セムルトコト幸亦同シ
再設営費、修理費及手續ヲ随年付與。天候ニ屬セシヘシ之ヲ變更セ
トスルトキ亦同シ

ハ常務課事務、公務分掌の御書以成るべく監視ノ選定ニ付主
天皇、此所ヲ發タヘン之ヲ要也。ムトハルトキ亦同シ
七條 主務大臣ハ協議ヲシテ其等を解任シ、公務上又ハ學術上必要ト
シムル施設ヲ爲サシムルコトアルヘシ
八條 痘育ハ通常大臣ハ瘡育ノ總管アリカムトスルトキ
ハ少クトセ其ノ五日観ニ督攝ノ目的タル事也。日時及場所ヲ主務大臣
ニ知レバハシ
九條 以定部經理ノ取扱及決議ハ通常大臣ニ之ヲ居間ツヘシ
十條 痘育ハ毎季末期、四月中ニ度ノ終以テ主務大臣ニ届ハツヘシ
十一條、事業成績及改善決算
十二條 告ニ於ケル附書目錄

大正十五年八月六日

卷之二

卷之三

社団法人日本放送協会定款

第一章 総 則

第一條 本會ハ主務官廳ニ依リ認許セラレタル無線電話放送事業其ノ他ノ無線電氣通信事業ヲ經營シ無線電氣通信ノ進歩ヲ圖リ以テ國民生活ノ民主主義的發展ニ資スルヲ目的トス
不當ハ前項ノ目的ニ附帶スル事業ヲ經營シ又ハ前項ノ事業經營ニ必要ナル他ノ事業ニ出资スルコトアルヘシ

第二條 本會ハ社團法人日本放送協会ト称ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京都千代田城北町五
第四條 本定款ノ實施ニ必要ナル事項ハ本定款ヲ補足スル細則ヲ以テ之ヲ定ム

附則ハ理事会ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第二章 會 員

第五條 會員ハ本會ニ對シ一口以上ノ出資ヲ爲スモノトス但シ會員ノ相續人ニシテ第六條ノ規定ニ依リ入會シタル者ハ出資金ヲ免除シ被相續人ト同一ノ出資ヲ爲シタルモノト看取ス

一回ノ出資額ハ一円五百圓トス

第六條 会員タラムトスル者ハ其ノ旨ヲ申出デ會長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

會員タラムトスル者ハ其ノ旨ヲ申出デ會長ノ承認ヲ受クルコトヲ得

第七條 會員ハ本會ニ對シ一口以上ノ出資ヲ爲スモノトス

第八條 会員ハ本會ニ對シ一口以上ノ出資ヲ爲スモノトス

第九條 会員ハ本會ニ對シ一口以上ノ出資ヲ爲スモノトス

第十條 会員ハ本會ニ對シ一口以上ノ出資ヲ爲スモノトス

第十一條 会員ハ本會ニ對シ一口以上ノ出資ヲ爲スモノトス

第十二條 会員ハ本會ニ對シ一口以上ノ出資ヲ爲スモノトス

第十三條 会員ハ本會ニ對シ一口以上ノ出資ヲ爲スモノトス

第十四條 会員ハ本會ニ對シ一口以上ノ出資ヲ爲スモノトス

第十五條 会員ハ本會ニ對シ一口以上ノ出資ヲ爲スモノトス

示ニ從ヒ任務ヲ代理ス

第十六條 理事及監事ノ任期 ハ 満三年トス任シ在莫滿スルモ後任者就任スル迄ハ併從前ノ任ニ在ルモノトス

第九條第二項ノ規定ニ依リ補選セフレタル者ノ任期ハ他ノ理事又ハ監事ノ殘餘期間トス

第十七條 會長、専務理事、副務理事及常務ニ從事スル監事ノ報酬ハ理事會ノ決議ヲ經ル

コトヲ得ス

選舉及監事ハ理事會ノ決議ヲ以テ手當ヲ受クルコトヲ得

第十八條 本會ニ監事六十名ヲ置ク

監事ノ会員タルコトヲ要ス

評議員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス但シ會長ハ理事會ノ決議ヲ經タル上學識經驗アル者ノ中ヨリ十五名ヲ超ヘサル範圍内ニ於テ評議員ヲ推薦スルコトヲ得ルモノトス

前項ノ選舉ハ單記投票トシ投票ノ多數ナル者ヨリ當選者ヲ定メ投票同數ナル者ハ抽籤ヲ上テ當選者ヲ定ム但シ總會ノ決議ヲ以テ議長ノ指名ニ一任スルコトヲ妨ゲバ

第十八條ノ二 評議員ヲ以テ評議員會ヲ組織シ會長ノ諮問ニ應フルモノトス

第十八條ノ三 評議員ノ任期ハ滿五年トス

第十六條第一項但書ノ規定ハ前項ノ總會ニ之ヲ準用ス

第四章 總會

第十九條 定時總會ハ每年一回會計年度終了後三月以内ニ之ヲ開會シ臨時總會ハ民法ノ規定ニ依ルノ外理事會ノ決議ヲ以テ隨時之ヲ開會ス

第十九條ノ二 總會ノ招集ハ之ニ附議スペキ事項ヲ示シ少クトモ期日十日以前ニ各會員ニテノ通知ヲ發スルモノトス但シ事實ニ應ジ必要ト認ムルトキハ放送ニ依ル告知又ハ帝都ニ特ア施行スル日刊新聞紙ニ依ル公告ヲ以テ通知ニ代フルコトヲ得

第二十條 總會ニ於ケル會員ノ表決權ハ出資額一口ニ付一個トス

總會ニ於ケル監督權ハ本人又ハ會員タル代理人ニ非ザレバ之ヲ行使スルコトヲ得ズ

第二十一條 總會ノ決議ハ出席會員ノ表決權ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長

之ヲ決ス但シ定款所定ニ關スル決議ハ出席會員ノ表決權ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第二十二條 削除

第五章 資產及會則

第二十三條 本會ノ資產ハ審賄財產、出資金、聽取料、雜收入其ノ他ノ財產ヨリ成ルモノトス

第二十四條 本會ノ會則年譜ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月末日ニ終ル

第二十五條 本會ノ會則ハ每年定時總會ニ之ヲ提出スルモノトス

第二十六條 會員ハ總會又ハ除名ノ場合ト概本會ノ資產ニ對シ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ズ但シ其ノ出資額ノ限度ニ京テ特ニ理事會ノ決議ヲ經タル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第二十七條 本會解散シタルニキハ總會ノ決議ニ依リ殘餘財產ノ歸屬者ヲ定ム但シ各會員

ニ引シテハ其ノ出資額ノ限度ニ於テ殘餘財産ヲ算出シムルモノトス
本會解散シタルトキハ會長又ハ理事ノ監査シテ會計人ガリセントス

附 則

昭和二十年十月三十日ニ於テ現ニ評議員タル者ハ第十八條ノ三ノ規定ニ拘ラス昭和二十一年ニ開カスル定期總會ニ於ケル評議員總選挙終了ノ時ニ係屬病院モタルモノト看做ス
昭和二十一年ニ開カスル定期總會ニ於テ會計監査ヲリタル者ハ第十八條ノ三ノ規定ニ拘ラス
選舉ニ依ニ評議員、會長ノ職務ニ係ル評議員各選上捕獲ニ致り莫ノ三分ノ一二當ル者ノ
エマジカニシテ、三十ノ一ニ當ル者ノ任選ヲ第二年も定ムルモノトス
昭和二十一年ニ開カスル定期總會ノ五日後、予現ニ會員タル者ノ出資額ハ第五條ノ規定ニ拘
カズ一日二百四十ス

社團法人日本放送協會定款附則

第一條 本會ノ豫算及決算ハ理事會ノ決議ヲ經ルモノトス

第二條 每事業期ノ事業計畫ニ關シ當該事業期間中ニ償還シ得サル借入金及企業計畫ニ關スル借入金ヘ理事會ノ決議ヲ經ルモノトス

第三條 運送業務ニ關シ重要ナル諸問ヲ爲ス爲會長ハ必要ト認ムル委員會ヲ設ケ

第四條 繼嗣、職員、事業ノ管理及會務ノ執行ニ關スル規程ハ會長之ヲ定ム

第五條 常務ニ從事スル監事ノ員數ハ一名トシ其ノ選定ハ監事ノ互選ニ依ルモノトス

第六條 前除

第七條 理事會ニハ定款及本細則中明文アルモノ並ノ他會長ニ於テ重要ト認ムル事項ヲ附

第八條 理事會ノ決議ハ出席理事ノ過半數ヲ以テ決シ可不開會ナルトキハ議長之ヲ決ス
第九條 會長ハ總會招集ノ目的タル事項ヲ除クノ外事宜ニ依テ理事會附議事項ニ付通信ヲ
以テ理事ノ意見ヲ徵シ前條ニ準ジ之ヲ採決シ理事會ノ決議ニ代フルコトヲ得但シ此ノ方
法ニ依ル決定事項ハ其ノ採決經過ト共ニ之ヲ各理事ニ通知シ又ハ次ノ會議ニ報告スルコ
トヲ要スルモノトス

第十條 會長ハ左ノ各號ノ一二該當スル場合ニ於テ理事會附議事項ヲ專決スルユトヲ得但
シ總會招集ノ目的タル事項ハ此ノ限ニ在ラサレモノトス

第十一條 監事設ヲ要スルモノニ付理事會ヲ招集シ又ハ前條ニ依リ決定スル暇ナキコト

二成例ニ屬スルモノ又ハ經易ナルモノニ付會長ニ於テ之ガ爲替ニ理事會ヲ招集スルノ要
ナシト認メラレタルトキ

前項ニ依リ專決シタル事項ハ之ヲ次ノ會議ニ報告スルコトヲ要スルモノトス

第十二條 理事會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ記録シ會長及出席理事二名以上署名スルモ

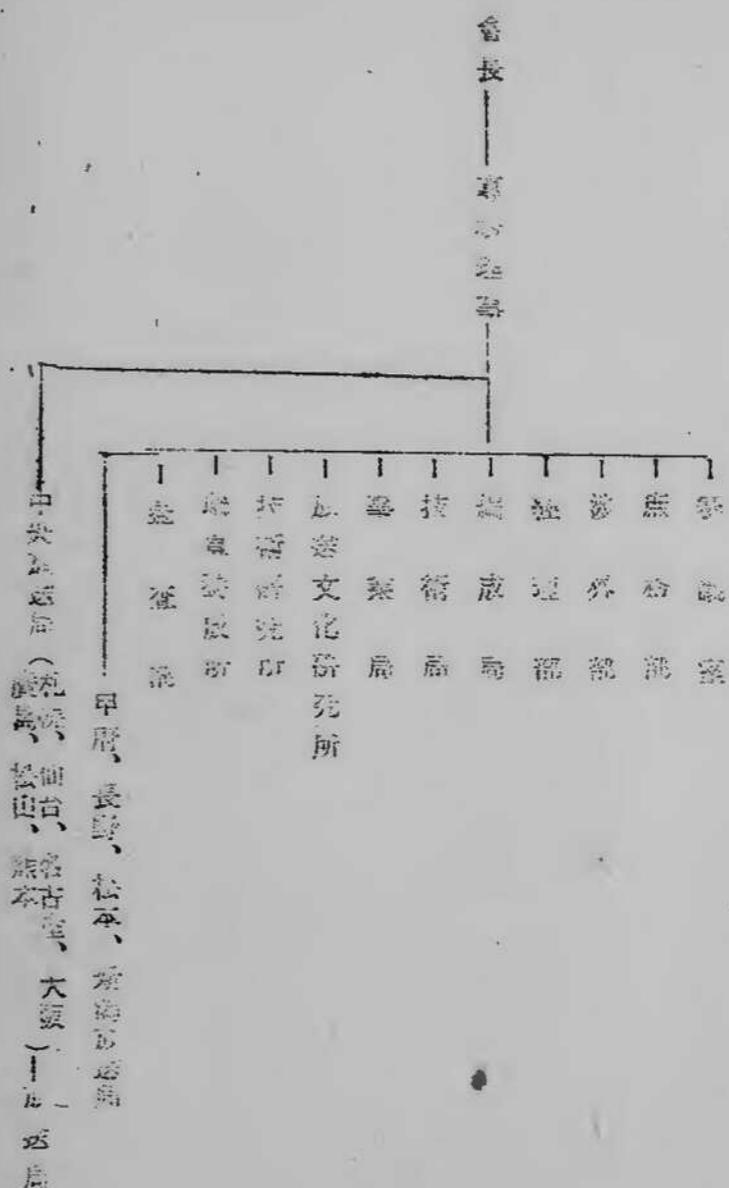
第十三條 監事ハ理事會ニ出席シ意見ヲ述バルコトヲ準

第十四條 評議員會ニ於テハ出席評議員ノ中ヨリ議長一名ヲ互選ス

第十五條 常務ニ從事スル監事ハ會長ノ承認ヲ領タルト上は智ラ開クコトヲ得

第十六條 第八條乃至第十條ノ規定ハ之ヲ監事會ニ準用ス

日本小説全書標題大観



去る年正月三日で御ある。此し二十二年正月三日一月過て
此處である。

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十

日本國內郵便局数一覽

放送局別

放送局數

内
部
申
據
加
送
所
數

第二級送音放送局

九〇

四六

四四

一六

電力別送音放送局數

(放送局)

五〇〇〇〇

一〇〇〇〇

一五〇〇〇

二〇〇〇〇

二五〇〇〇

三〇〇〇〇

三五〇〇〇

四〇〇〇〇

四五〇〇〇

五〇〇〇〇

五五〇〇〇

六〇〇〇〇

六五〇〇〇

七〇〇〇〇

七五〇〇〇

電力(キロワット)	局所数	局所名
(放送局)	四六一	東京
五〇〇〇〇	札幌、大阪、名古屋、廣島、福岡、仙台	
一〇〇〇〇	平府、長崎、姫本、新潟、福島、金澤、濱松、富山	
一五〇〇〇	師田、松江、鳥取、防府、尾道、福岡、小倉、長崎	
二〇〇〇〇	鹿児島、大分、佐賀、佐賀、福山、高知、徳島、秋田	
二五〇〇〇	山形、磐梯、鳴門、帶廣、兩毛、北見	
三〇〇〇〇		
三五〇〇〇		
四〇〇〇〇		
四五〇〇〇		
五〇〇〇〇		
五五〇〇〇		
六〇〇〇〇		
六五〇〇〇		
七〇〇〇〇		
七五〇〇〇		
八〇〇〇〇		
八五〇〇〇		
九〇〇〇〇		
九五〇〇〇		
一〇〇〇〇〇		
一〇五〇〇〇		
一一〇〇〇〇		
一一五〇〇〇		
一二〇〇〇〇		
一二五〇〇〇		
一三〇〇〇〇		
一三五〇〇〇		
一四〇〇〇〇		
一四五〇〇〇		
一五〇〇〇〇		
一五五〇〇〇		
一六〇〇〇〇		
一六五〇〇〇		
一七〇〇〇〇		
一七五〇〇〇		
一八〇〇〇〇		
一八五〇〇〇		
一九〇〇〇〇		
一九五〇〇〇		
二〇〇〇〇〇		
二〇五〇〇〇		
二一〇〇〇〇		
二一五〇〇〇		
二二〇〇〇〇		
二二五〇〇〇		
二三〇〇〇〇		
二三五〇〇〇		
二四〇〇〇〇		
二四五〇〇〇		
二五〇〇〇〇		
二五五〇〇〇		
二六〇〇〇〇		
二六五〇〇〇		
二七〇〇〇〇		
二七五〇〇〇		
二八〇〇〇〇		
二八五〇〇〇		
二九〇〇〇〇		
二九五〇〇〇		
三〇〇〇〇〇		
三〇五〇〇〇		
三一〇〇〇〇		
三一五〇〇〇		
三二〇〇〇〇		
三二五〇〇〇		
三三〇〇〇〇		
三三五〇〇〇		
三四〇〇〇〇		
三四五〇〇〇		
三五〇〇〇〇		
三五五〇〇〇		
三六〇〇〇〇		
三六五〇〇〇		
三七〇〇〇〇		
三七五〇〇〇		
三八〇〇〇〇		
三八五〇〇〇		
三九〇〇〇〇		
三九五〇〇〇		
四〇〇〇〇〇		
四〇五〇〇〇		
四一〇〇〇〇		
四一五〇〇〇		
四二〇〇〇〇		
四二五〇〇〇		
四三〇〇〇〇		
四三五〇〇〇		
四四〇〇〇〇		
四五〇〇〇〇		
四五五〇〇〇		
四五五〇〇〇		
四六〇〇〇〇		
四六五〇〇〇		
四七〇〇〇〇		
四七五〇〇〇		
四八〇〇〇〇		
四八五〇〇〇		
四九〇〇〇〇		
四九五〇〇〇		
五〇〇〇〇〇		
五〇五〇〇〇		
五一〇〇〇〇		
五一五〇〇〇		
五二〇〇〇〇		
五二五〇〇〇		
五三〇〇〇〇		
五三五〇〇〇		
五四〇〇〇〇		
五四五〇〇〇		
五五〇〇〇〇		
五五五〇〇〇		
五六〇〇〇〇		
五六五〇〇〇		
五七〇〇〇〇		
五七五〇〇〇		
五八〇〇〇〇		
五八五〇〇〇		
五九〇〇〇〇		
五九五〇〇〇		
六〇〇〇〇〇		
六〇五〇〇〇		
六一〇〇〇〇		
六一五〇〇〇		
六二〇〇〇〇		
六二五〇〇〇		
六三〇〇〇〇		
六三五〇〇〇		
六四〇〇〇〇		
六四五〇〇〇		
六五〇〇〇〇		
六五五〇〇〇		
六六〇〇〇〇		
六六五〇〇〇		
六七〇〇〇〇		
六七五〇〇〇		
六八〇〇〇〇		
六八五〇〇〇		
六九〇〇〇〇		
六九五〇〇〇		
七〇〇〇〇〇		
七〇五〇〇〇		
七一〇〇〇〇		
七一五〇〇〇		
七二〇〇〇〇		
七二五〇〇〇		
七三〇〇〇〇		
七三五〇〇〇		
七四〇〇〇〇		
七四五〇〇〇		
七五〇〇〇〇		
七五五〇〇〇		
七六〇〇〇〇		
七六五〇〇〇		
七七〇〇〇〇		
七七五〇〇〇		
七八〇〇〇〇		
七八五〇〇〇		
七九〇〇〇〇		
七九五〇〇〇		
八〇〇〇〇〇		
八〇五〇〇〇		
八一〇〇〇〇		
八一五〇〇〇		
八二〇〇〇〇		
八二五〇〇〇		
八三〇〇〇〇		
八三五〇〇〇		
八四〇〇〇〇		
八四五〇〇〇		
八五〇〇〇〇		
八五五〇〇〇		
八六〇〇〇〇		
八六五〇〇〇		
八七〇〇〇〇		
八七五〇〇〇		
八八〇〇〇〇		
八八五〇〇〇		
八九〇〇〇〇		
八九五〇〇〇		
九〇〇〇〇〇		
九〇五〇〇〇		
九一〇〇〇〇		
九一五〇〇〇		
九二〇〇〇〇		
九二五〇〇〇		
九三〇〇〇〇		
九三五〇〇〇		
九四〇〇〇〇		
九四五〇〇〇		
九五〇〇〇〇		
九五五〇〇〇		
九六〇〇〇〇		
九六五〇〇〇		
九七〇〇〇〇		
九七五〇〇〇		
九八〇〇〇〇		
九八五〇〇〇		
九九〇〇〇〇		
九九五〇〇〇		
一〇〇〇〇〇〇		

(中帶放送局)

〇一〇〇〇〇

〇一五〇〇〇

〇二〇〇〇〇

〇二五〇〇〇

〇三〇〇〇〇

〇三五〇〇〇

〇四〇〇〇〇

〇四五〇〇〇

〇五〇〇〇〇

〇五五〇〇〇

通關軍政處 軍需處
辦公處會計科

電力(キロワット)

局 管理 所 所名

新 0 0 0 0

一 0 0 0 0

大 0 0 0 0

一 0 0 0 0

名 0 0 0 0

一 0 0 0 0

東 0 0 0 0

一 0 0 0 0

京 0 0 0 0

一 0 0 0 0

東京 大阪 名古屋 佐賀
札幌 神奈

總務課

電力(キロワット)

局 管理 所 所名

新 0 0 0 0

一 0 0 0 0

大 0 0 0 0

一 0 0 0 0

名 0 0 0 0

一 0 0 0 0

東 0 0 0 0

一 0 0 0 0

京 0 0 0 0

一 0 0 0 0

東 0 0 0 0

一 0 0 0 0

京 0 0 0 0

一 0 0 0 0

東 0 0 0 0

一 0 0 0 0

京 0 0 0 0

一 0 0 0 0

東 0 0 0 0

一 0 0 0 0

東京 大阪
名古屋 佐賀
札幌 神奈

小糸、
美濃、高田、圓口

北アメリカ洲	セハ一	一四二
アメリカ台	セハ一	一四三
蒙國	セハ一	一四四
那奈陀	セハ一	一四五
メキシコ	セハ一	一四五
アメリカ洲	セハ一	一四六
アルゼンチン	セハ一	一四七
アルジル	セハ一	一四八
智利	セハ一	一四九
大洋洲	セハ一	一五〇
澳洲聯邦	セハ一	一五一
ニュージラ	セハ一	一五二
日本	セハ一	一五三
(三)現存	セハ一	一五四

短波長及大電力放送局
一九四一年末現在

國外樂書本
日本愛媛伊達利進利邦典故西牙牙牙

一一二一三一八二四三

一一二三〇五六三三一

第二圖書出版社

別
粗造放送電
回数
ノルマ
ノルマ
送信局
以上
以上
計
合計局數

阿加利加州
 南東聯邦及
 北アメリカ訓
 アメリカ合衆國
 肝奈陀
 メキシコ
 南亞米利加州
 アルゼンチン
 ブラジル
 智利
 大洋洲
 澳洲聯邦
 ニュージーランド

— 一 —
一九四一 大五三 一四

$$1 + 1 + 1 = \infty + 1 = 1 + \infty$$

五
一 二 三 四 六 一 一

卷一百一十一

一四 七二四 五九〇 一四 三四

年度別放送聴取者普及状況

年 度	許 可 數	廢 止 數	增 減 數	年度末現在数	普及率 %
大 13	5,453	-	5,453	5,453	0.1
14	26,480	11,755	25,305	28,830	2.1
15	18,972	8,116	10,855	36,061	3.9
昭 2	13,051	10,124	2,906	3,012	3.2
3	30,695	13,248	17,447	56,460	4.7
4	25,837	13,749	8,588	65,047	5.4
5	30,109	17,262	12,846	77,834	6.1
6	46,501	18,800	27,683	106,577	8.3
7	52,947	16,539	36,364	141,872	11.1
8	49,963	20,530	26,430	171,422	12.4
9	51,070	24,583	26,487	187,909	16.6
10	16,591	21,807	44,301	24,291	1.7
11	72,877	24,612	48,271	39,043	31.4
12	94,256	26,281	67,963	85,844	26.4
13	87,608	29,690	58,126	41,657	29.4
14	99,863	29,986	69,840	48,624	34.4
15	116,255	35,852	80,894	56,880	39.2
16	132,475	36,767	95,295	66,243	45.8
17	82,947	40,202	42,669	70,510	48.7
18	63,995	34,347	29,568	73,469	49.5
19	36,461	23,905	12,556	74,736	50.4
20	30,491	20,389	△ 1,756	57,230	39.2
21	113,546	11,696	△ 22,603	67,054	38.6
22	135,269	6,293	73,773	84,482	49.6

備考 増減數には異動数を含む

月別放送聴取者普及状況

昭和22年度

月別	許可台数	廻止台数	増減数	月末現在台数	普及率%
22年 4月	95,604	37,642	68,412	57,688,80	39.0
5月	90,600	61,775	28,751	57,983,96	39.2
6月	84,839	54,071	30,714	56,285,10	39.5
7月	88,186	55,847	32,124	58,616,34	39.7
8月	163,925	49,540	130,555	59,921,89	40.6
9月	140,013	62,005	75,590	80,697,79	41.3
10月	123,597	72,234	40,223	91,190,02	41.5
11月	120,210	59,532	67,395	61,863,97	41.3
12月	90,887	69,940	20,781	32,181,90	42.0
23年 1月	93,634	39,127	56,097	62,722,87	42.4
2月	112,045	55,242	57,770	63,305,57	42.8
3月	147,250	35,394	118,149	64,432,06	40.6
計	1,352,690	629,349	737,336	644,3206	40.6

註

1. 増減数には異動数を含む。
2. 従来全国世帯数 14,786,307 世帯。
3. 本年三月より 15,870,801 (昭和22年1月1日の国勢調査による) 世帯に切り換へられた。因に、従来の世帯数によれば、三月末普及率は 42.9% となる。

各國郵政者總書及狀況

國名	人口(單位千人)	年	處	萬人(單位千人)	年	處	千人二付
デンマーク	3706	1935	905	1742	1941	144.1	
スエーデン	6254	1935	1470	1740	1940	235.2	
アメリカ	131410	1940	29397	1940	223.7		
イギリス	46040	1931	9132	1940	178.3		
ドイツ	79375	1940	15134	1941	190.6		
オーストラリア	6630	1933	1185	1940	178.7		
スイス	4063	1930	697	1940	171.4		
オランダ	8560	1936	1431	1941	157.1		
ノルウェー	2414	1930	429	1940	132.4		
フランス	41907	1936	5133	1940	122.4		
ベルギー	8092	1936	963	1940	117.0		
カナダ	10380	1931	1230	1939	118.4		
ボーランド	9627	1937	1021	1937	106.1		
フィンランド	3667	1930	348	1940	94.8		
アルゼンチン	12560	1937	870	1937	69.3		
イタリア	42994	1936	1647	1941	38.3		
テリー	4590	1937	150	1933	33.7		
ソ連	170467	1939	3934	1939	23.1		
スペイン	24580	1936	288	1941	11.7		
ブラジル	47790	1935	850	1938	9.6		
ルーマニア	13200	1940	114	1941	8.6		
ギリシャ	5930	1935	54	1939	7.9		
トルコ	16201	1935	101	1941	6.2		
日本	78090	1947	6443	1948	82.6		

事業の收支状況

昭和二十三年度事業予算は、總取料改訂問題、鐵道通信料金その他の物價改訂が未決定のため未だ決定をみないが、昭和二十一年度の予算において、その收支を概観すれば次のとおりである。

收支總額は、九億九千萬圓で、收入内訳は、

前期繰越金 一四、九四七、二二一 圓

資本收入

一〇七、八六一、一八八

事業收入

八六九、一八二、一四八

事業外收入

一、三〇三、四九三

であり、支出は、

建設費

一六三、三〇四、八二三 圓

諸返還益

一〇、〇〇〇、〇〇〇

事業費

七七三、六六二、〇二七

事業外経費

一一、〇二七、二〇〇

予備金 三五、〇〇〇、〇〇〇 圓

である。

收入の主たるものは、資本收入においては、借入金、事業收入においては、總取料である。支出においては、建設關係として、放送施設費九千二百萬圓、諸設備費七千百萬圓、事業關係としては、放送費二千百萬圓、技術費一億六千萬圓、開發維持費四千九百萬圓、加入費一億六千六百萬圓、放送文化研究費四百七十萬圓、技術研究費一千九百萬圓、共通費一億四千萬圓等がその主たるものである。

卷之三

卷之三

英國の放送事業は一九二二年民間化され、初めは英國廣播會社の手にまつて行なわれていたが一九二六年英國廣播協會（B.B.C.）が組織され莫大の財政からその運営を開始した。英國廣播協會は一九二八年十二月二十日の特許法基準として立された公營法人で一九二四年及一九三〇年の議院決算案の下に新設及善後された後各狀兼總裁長官及英國及各殖民地總督の門の協定書に依つて、一九二七年一月一日以降英國淨業法の施行及び登録を機密的に經營して来たがその協定書並びに監督規則は一九二七年六月で終りて逐つて同一年の新規則に基き一九二七年の命令書（從來の活動を継承して今日に至つては）。

英國の輸出貿易政府の管理にあるから經營形態としては半官半民なる形の運営であるが、英國政府の監督の下で運営されている。監督の政策を運営する理事会の事務は總理大臣より指名される。總取締役会の監督等の監査等を実施して納得する。

最近までこの放送の中からかぎりの手段を用いて英國政府が監督しておらず、一審権を有する。

米國

米國の放送事業は一九二〇年世界の諸國にさきがけて始められたが、開始以来現在に至るまで營利追求の私企業形態の下に約八九〇の放送局が C.B.C.、R.B.C.、N.B.C. 及新聞社放送局の四大放送網の如れかに属し完全なる私有私營で運営されている。

政府は、既に、連邦委員會（F.C.C.）を通じて周波数、コールサインの割当、放送局の設立認可等を直接的に監督しているに過ぎない。収取料は無料で國民は何れか自分の好む放送を聞くことができる。各放送局は商業放送によつて得る廣告料金によつて經營費に充當している。

瑞典國

瑞典の放送事業は、瑞典王國政府の監督統制の下に瑞典總社と有限會社ラヂオトヤンストが「協定」に基いて、建設保守は總局において、プロその他の經營は總局、會社共同で行う「官公共營」の獨占企業形態である。王國政府は會社の社長、地盤、取締役代理、會計委員等を任命する権利を有し且つ政府によつて新設された委員會の機関によつて番組編成に關する會社の行動をも統制することが出来る。廣告放送は國めていない。受信者所有者から税を徴收する。

※一九三五年四月十日於ストックホルム 記述

加奈陀

加奈陀では一九三五年太陽B.R.Cに倣つてCBC（カナダ放送協会）を組織して獨占形態の下に放送事業を行つてゐる。然しかナダの放送事業の組織は一種複雑なもので公企業と私企業が結合されており、カナダ放送協会は公有と私有の放送局からなる放送網によつて放送を行つてゐる。即ち地方に散在する私有放送局は地方放送の役目を果してゐる。カナダ放送協会はその放送業務について議會放送委員會から周到な注意と政策と運営方針を與えられる。また議會は商業放送を行つてゐるが、アメリカの如く純粹な民營ではなくて委員會の統制下にある。議會は被取者より受ける許可料及商業放送による廣告料をもつてこれにて充てること。

（一九四八年四月三十日「日本タイムス」による）

加奈陀

加奈陀の放送事業は加奈陀無線放送委員會が行う公營放送と私設商業局（素人放送局もある）の行う商業放送があり經營の主体は前者は委員會、後者は私的團體及個人である。故に經營形態は一部公營、一部民營、非門古形態といふことができる。

特別法人たる加奈陀無線放送委員會は營業主體であると同時に國內の土地放送の監督機關である。この委員會は經營が任命する三名の委員からなり大臣（海軍大臣）の監督並様に從つて國内外に於ける一切の放送を取締り且つ監督する権限を有する。

委員會の經費は集職許可料・私設局放送許可料・その他の収入を以てこれにあてる。

（一九三二年五月二十六日制定のセナダ放送無線電話法による）

オーストラリア通志

ソビエトの電機化

ソ連の歴史は常に統治する階級の歴史的進歩形態なりと、主張してゐるが、實質は、蘇聯の統治として政府の完全な統制の下におかれていふ。

此後は結婚慶する、或第人妻嫁の結婚は結婚慶、通常人民公事部行
事會主此而當する）本來にて、通常人民公事會議、通常の結婚慶事も大
抵加入請を以てとしてこれ以て居つてゐる。

瑞典に於ける放送事業制度に関する協定書

(一九四五年六月十日迄の變更を含む)

萬國電報通信聯盟月報

九四七年二月號迄より譯出

實驗結果（以下稱之為A）：在A中，當試樣的濃度為 10^{-3} 摩爾時，吸收率約為 10% ；當試樣濃度為 10^{-2} 摩爾時，吸收率約為 20% ；當試樣濃度為 10^{-1} 摩爾時，吸收率約為 30% 。這說明當試樣濃度增加時，吸收率也隨之增加。

總計有四三五の事例、これが何處かは不思議に、當時の應用に至らざ
る。

娘成は最初の貴賤に心地を被るの間は、一切の禮節を遵守するところ、
會所にまつて交遊せられたりと頃は、其を恥じ見よ」と、遂に所
内然地方有聲の者に接する際は、其の上に坐せられ、且つ地方風俗
局の特徴を察し得るに至り、之が子に於て、其父の性格を有する所

人長を詮詣し、これが奉納された。

此の説は、實に本意を以て書いたものであつた。筆者も、この
氣に任して、その點に着目して、筆を執つたのである。
然れど、筆の運びは、やや亂雑に當り、且つ第五、第六章は誰迷惑されかゝる
點に於て、言語樂の運営が、何處か不適切な點を有する。即ち
筆の運びは、それある點では、筆の運びは、何處か不適切な點を有する。即ち
否や、又筆の運びは、何處か不適切な點を有する。即ち
筆の運びは、何處か不適切な點を有する。即ち
筆の運びは、何處か不適切な點を有する。即ち

後者、即ち本の規定に従ひ、該監視官は其の職務の執行に際しては許可を受けざる一取扱過疎に施設し、更にそれらの局に對し附與せらるべき補助金を、每年策定するための議院の認可を受けて支給ふ。

金蓄えたり。一月の総額を計算し、これを月の支度費で、各局が各自に
一ヶ月に亘り、おもむろに予算を立てる事不虞だ。並にこれが、放送室の
運営費だ。放送室は、おもむろに予算を立てる事は誤れぬ。但し内に於て支撑系
の、運営費、人件費、機材費に、外に於ては、人件費、音楽の審評及び
監修料、機材費等を算入する事だ。

次に、放送室の運営費を、各局に算入する事だ。放送室は、これ
を、運営費、人件費、機材費に、外に於ては、人件費、音楽の審評及び
監修料、機材費等を算入する事だ。

そして、放送室の運営費を、各局に算入する事だ。放送室は、これ
を、運営費、人件費、機材費に、外に於ては、人件費、音楽の審評及び
監修料、機材費等を算入する事だ。

第五章、受信機所有者の許可状は、總局によつて交付せられる。
會社は、その事業運営費用を支拂するに必要な金額を總局より受領する権利を有し、なほまた、會社はその本來の收入の上に、原價消却、必要な租税並に豫備基金の拂込み及び株主への配當割當（第十四及第十五章参照）のため、必要とする金額を、放送事業擔當に對する報酬として總局がら受領する権利を有する。併しながら、かくして支拂を受けた金額の年間總額は、新たに命令あるまでは、一許可状につき、最大四十五・三クリローナに相當する數字以上に出ることはできない。この計算は、無料許可状を含まざる許可状の年間平均數が、最大限百八十万に達するとの計算に基盤を置いてゐる。

會社は、總局が交付した許可状の數及びこれに關聯する問題について、總局が提供するあらゆる資料を受くる権利を有する。

許可状のいづれが有料なるか又は無料なるかの決定は王國政府に留保せられてゐる。

第六章、第五章の規定に因る金額は、必要的都度それぞれ請求に基いて支拂はれる。しかしながら、會社は、同一の月に於ては、第五章により權利を有する最高總額の最大限十二分の一以上の支拂を受けることはできない。但し右規定により、同一年度の前數ヶ月の分として、會社に支拂はるべき金額が、未だ支拂はれる場合を除く。

會社が、同一會計年度内に於て、第五章の規定により權利を有する以上の金額を受取りたる場合は、會社はその餘剰金額を總局に拂戻す。

會社の事業運営のため、總局が會社に對し行ひ得べき基金の前渡に對しては、會社は總局によつて認められた擔保を提出する義務がある。

第七章、放送番組は多様性のものにして、健全な娛樂を構成するものであり、また一般的に、放送に對する民衆の興味を繋ぐに適切なものでなければならぬ。放送番組は知的、文化的、藝術的の觀點から觀て、高度の水準に保たるべく、又眞實性、客觀性及び不黨性^を表すべきものである。

會社は、その職務實施に當つて、平和關係に於ける放送の使用に關する一九三六年九月二十三日の國際條約の第一章から第五章迄に含まれた規定に嚴格に服する義務がある。この目的のために總局は、前記條約が適用される國々の表を會社に識らしめなければならぬ。放送事業は、その遂行様式によつて、民衆の教育、訓育に益するものがなければならない。

番組編成に於ては、全國番組の分割の結果を招くことなく、國の諸地方の要求及び希望が斟酌さるべきである。このため、會社の局と地方との接觸は、効果ある形に於て組織さるべきである。

更に、放送事業が、文化的、財政的見地から、利益あると認むる場合、會社は、官の補助金を受くる民衆教育音樂の諸協會と出來得る限り最良の提携を設定するに務むべく、又其他の團體及企業体にして、その活動が演奏會、講座、講演等を組織するといふが如きものについても亦同様になすべきである。

會社は、私設放送局に對して、前述せる諸問題に關し、指示を與ふべきである。

會社は、王國政府が發することがあるべき放送番組統制に關する規定に服すべきである。

第八章、會社は、放送番組に關することあるべき放送番組統制に關する規定に對して責任がある。

第九章、放送番組は、瑞典新聞通信社或は王國政府によつて認められた其他のあらゆる機關の提供するニース又は通信以外、眞實のニュース又は通信を組入れてはいけない。

に於て、一枚八乃屋一袋五枚。御内は御内不許
の段階を踏み上り、又は越後舟塗屋の事
であるやうなことがある。この段落の單なる

實に、政治的の設置又は専用の空氣管等の事は故に、總ての機関は開設する意を與へるに非外に、主として實業團體の方面に目を向けてゐることと見て可いが如きに於て、

さへ、お詫びは、御心によつて、お許しを蒙る。や、御船は、まことに、海上遭難信号に對する應答を、甚しきに對合せておらず、そこ

以上に、台社は、放送時間を奪はれ乃頭領とする王國政府の台會や、日本國政府の交ざれてゐるこの内閣が日本政府に於ける海軍問題の本質に對する態度は、實に、彼等の本意ではない。

第三章・旅館の日々を過ぐるべく、長の山駅前二五〇時間は我等の身
も心も、食事は、旅館にて就可せられて時運を行ひるに過ぎ

信漫を使用することはできない。

學校及其他訓育施設向放送乃至特別の教育目的による放送のため、別
の時間に、放送室を含めて學業を學ぶことは、官廳公示や官廳通信
のため及び電信省のため行ふことを同様、總局の自由に任さるべき
である。

第十三章、會社は、その金庫中貯取納せられたる基金が、最も適切で、
最も經濟的に、直接放送事業の運営に充つらるべきことを專心看視す
べきである。會社は、この基金を放送番組告知費用に充てるため使用
しないように務める。但し會社の取締役會が、其都度、賣場一致で可
決した決定が甚く例外的・特殊的な場合に於けるものを除く。

放送ニュース及び放送ニュース類似の取得・編輯及朗讀に關して、瑞
典新聞社編集部を経し、會社によリ支拂はるべき報酬は、年二十五
万クローナの額を定めしてはならぬ。

會社と會社の間との間の過去に定期の有効期間中に、ニュース提供
を別して、相當巨額の追加費用を必要とする特別な狀態が發生し、若
しくは、別の理由から、前記の報酬の上尾費られた額を上回る收入
額が、監督社の經営費等上記を越えられの場合には、會社は、該監督社に
對し、所定額が過度額であると認むるに當り、若尾紙が相當支拂つたる報酬用料
以降は、報酬する権利を失ふこと、即ち約束的使、用料と同一の率を算て計算
された追加報酬を支拂ふことができる。しかしながら、該監督社の株
主に消費せられたる利益經營が、百分率四以上で掛る場合に於ては、
かゝる支拂ひを行ふ必要はないものとする。

第十回目、會社は、會社の拂恩資本金の最大四百零の帳簿の開設を算定を算定
を配分することが出來る。しかしながら、一年乃至二年間を亘り、最
大配當金が開設されなかつた場合は、會社は、翌財年期の適用可能の期
餘財産を算定し、その額に就くことを支拂ふことができる。
第十五章、會社の資本を算定する場合の額額は、如何なる場合にも、資
本金の三分の二に割當する額額を算定してはならない。

卷之三

十六日、酒井信月季行源野公・河内守兼及び清五郎に謁見する博文院基
本、右は、此の間より主計を受くる権利を有する企画總司の新官員の變
替の問題は、此處幾何を所持の外臣の御事となるべきものである
が、此の間、かゝるに於ては、御事も全般に於ては、この過誤の
問題は、主計が、とくに御事に於ける別段あるものとする。王國政
の御事は、御事の持主に下りて主計の御事、而して、右二十ニ年以
降の御事は、御事の持主に下りて主計の御事、前の大變を経たる十四日後
に、御事の御書を有する主計の御事は、御事の御書を有する主計の御事

（註）此處之「通」字，即指「通諺」的數詞為至遠。

に付与し、所定の金額を支拂ふの届け主は、これを取扱ふこと、賃借なる債権にて置くことを取扱ふこと。

この取扱いは、契約面お終て解消後も依然に残りたる旨は、有料板刷り用する法規により認可せらるゝ、但存付掛て、監査の局長によつて承認さるべきものとする。

前項が、前者若しくは後者を以てする場合、該尾を附し、特の手帳を支拂ふとましく、該手帳の有効賃貸年、及び該局が回収する義務を附することとする。

(6) 賃期にまつて行はれず、當月のうち、當月のうち得べき殘餘の日々を充てられらるべき手帳を以て不納期に到達すること。

(7) 直ちに清算に入ること。現在認定の臨時給料、報酬等に對し爲されたる控除、株主の贈与すべき賃貸を元ひ其債を足の負担は、清算の終りを、該尾を拂込まれねばならぬ。

第二十章、賃協定の解釈及適用に関する規定は本条に記載されるこ

とはできない。但し第二十一章の場合を除き、これらの規定が、同種使用されない場合は、該等の法律により仲裁裁判に付さるべきものとする。

第二十一章、會社が賃労連の條文より自ら引受けた義務に違背する、或玉國政府が認定したる場合、政府は會社から、放逐の禁運令の許可、を取消すことができる。又、該監を適用するに先立ち、會社が該監した義務が如何なるものであつて、如何なる根拠にこれが該當するかを知ることの問題は、本監を適用する法律によつて規定されたる法律に於て構成せられたる該監の本旨に委ねらるべきものとする。

第二十二章、賃労連は一九三六年一月一日に該監を廃止し、其を以て、一九三七年六月八日の監令は、一九三五年四月十二日未だ三十日以内に該監を追加、每賃とみなすの方法を定ふものとする。但し該監

当事者の一意より、この最終日の中々十七ヶ日以前で、廢棄の通告が
行はれる。後日、三月の期満日改も亦同様の問題部長が考慮する。
ものとする。

第二十三章、有限公司社員をシナントの定員に。その本文が職務規定
附屬してあるが、これま、不適職員の開設をくじて物議をもれること
はできだ。

第二十四章、会社は、運営監査の同意を得て、規律を私人に賄賂す
ることの禁ぜられてゐる。本論第三項作成され、監査者間で交換
あるべきものである。

（註）監査

（註）監査

法規 楠邦の放送無線電話

一九四二年第三三号

放送無線電話法（一九四二年六月十二日裁可）

日本國邦の國王陛下、元老院及び參議院によつて左の通り制定する。

第一章 か則

一、この法律は一九四二年濃洲放送無線電話法と称える。
二、この法律は公布の際定める期日からこれを施行する。
三、この法律は左の各章にこれを分つ。

第二章 委員会の設置及び構成

- 第一節 委員会の権限及び任務
- 第二節 委員会の組織
- 第三節 委員会の經理
- 第四節 技術的業務
- 第五節 稽核
- 第六節 商業放送業務

第三章 國營放送業務

第一節 先許狀

第二節 商業放送局の所有又は管理制限

第三節 技術的條件

第四節 放送種目

第五節 雜則

第四章 商業放送委員会

第五章 総則

この法律には別に意義を表示しない限り、
この法律の規定に關して「權限を有する官吏」とはその規定の適用上
大臣により權限を與えられた官吏であり、「放送局」とは一般公衆に
よる受信を目的とする事項を送るための局所であり、

「商業放送局」とは國營放送局以外の放送局であり、
「委員会」とは委員会の委員であり、

「國營放送局」とは國營的放送種目を送るために郵政監督の提供する
局所であり、
「商業放送業務」とは商業放送局の提供する業務であり、

「委員会」とはこの法律に基いて組成される濱洲放送委員会であり、
「長官」とは郵便電信長官であり、

「資金」とはこの法律に基いて設定される濱洲放送委員会資金であり、
「大臣」とは郵政大臣である。

「國營放送業務」とは國營放送局により委員会の提供する業務である。
一九三二年濱洲放送委員会法及び一九四〇年濱洲放送委員会法はこれを
を廃止する。

六 この法律の規定は聯邦の各領域にこれを拡長施行する。

第二章 國營放送業務

第一節 委員会の設置及び構成

(一) 濱洲放送委員会と称する委員会を置く

(二) この委員会は永久相続権と公私を有する法人であつて、不動産及び
動産を取得、所有及び処分し、且つ法人の名において訴訟を起し及
びこれを受けることができる。

(三) 裁判所、裁判官及び司法官吏はすべて委員会の文書又は届面に押捺
する日鑑を注釈し正当に捺されていることを認めなければならない。

(四) 委員会の事務本局は大臣の定める期日又はその以前に濱洲本土にこ
れを設置しなければならない。

(五) 委員会は委員五名より成り、少なくともその一名は二人とする

(六) 委員の一名を委長長一名を副委長長とする。

(七) 委員は總督がこれを任命する。

(八) この法律の定めるところにより、この法律に基いて最初に任命され
る委員の任期は、委長長については五年、副委長長については四年、
他の委員については夫々四年、三年及び二年とする

(九) この法律に基いて最初に任命される五名の委員の任命後の各任期に
ついては三年を期間とする。

(十) 委員かその日期終了前に解任する場合にはその残任期間に對して、
他の委員を任命することができる。

(十一) 委長に任命される者はその任期の満了したとき再任されてもよい。

(十二) 委員の報酬は左の割合による。

(一) 委員長 年俸一千二百五十磅

(二) 副委員長 年俸五百磅、及び

（六）他の各委員

年 七三百筋

（一）委員は總督の定める職務その他の手当を受ける。

（二）委員長病氣又は欠席の場合は、副委員長出席するときを委員長を代理する。

（三）委員長・助委員長とも病氣又は欠席の場合には、出船委員かその一名を委員長代理に任命することができる。但し、總督は適當と認めるとときは、總督の定める期間委員長を代理する者を任命することができる。

（四）總督が委員長を代理する者を任命するときは、その任命による者はこの法律第十條に委員長について定める報酬を超えない額を總督が決定する。

（五）他の何れの委員にても病氣又は欠席の場合には、總督は適當と認めるとときは、その病氣又は欠席中委員の任務を行ふ者を任命することができます。

（六）かかる任命を受けた者の報酬は總督がこれを決定する。但しこの法律第十條第一項へ考へて定める報酬を超えてはならない。

（七）總督は報酬その他について適當と認める條件を置いて委員に休暇を附すことができる。

（八）總督は委員又は委員代理の無能、非能率又は不品行のためにその職務を解任することができる。

（九）委員は左の場合には退任と認められる。

（十）この法律により總督が解任するとき。

（十一）破産者となり、債主と和解し、債主に自己の債務の譲渡を行い又は破産に関する法律の規定を利用するとき。

（十二）意識喪失者となるとき。

（十三）總督に宛て自書の辞任を出しその辞任を總督が受諾するとき。

（十四）引続き二月間すべての委員会会議に欠席し總督の附與する休暇を除くするとき。

（十五）二十五名以上から成る二社の社員として及び他の二社共同する場合を除いて、いかなる方法にても

（十六）委員会により又は委員会のために締結する契約又は協定に關係し又は利害關係を持つに至るとき、又は

(二) かかる委員会は協定の利得又はそれから生じる利益若くは報酬の分與を受け又は分與を受ける権利を有するとき。

一六 (一) 委員会は委員長又は少くとも三名の他の委員の意見により事務を有効に行うため必要とする会議を開催する。

(二) 委員会の会議には委員三名を定数とする。委員長は有し、可否同様のとき決選投票又は採決権を有する。

(三) 幹事長は成るべく委員会のすべての会議に出席する。但し委員会が命ずるときは一時会議から退席しなければならない。

一七 (一) 委員会は委員会の執行役員の長たる幹事長及びその心膂と認める他の役員及び職員を任命する。

(二) 何人も左に適合しなければ委員会の職員たることを許さない。

(一) 英國生れ又は帰化した英國民

(四) 所定の採用試験に合格した者及び

(五) 所定の形式により宣誓人は確認を行い且つこれに署名する者

但し委員会は所定の採用試験に合格しない者を所定の職又は所定の職

の職に採用することができる。

(三) 所定の採用試験に合格した者のみに限られる職の場合は所定の試験

に合格する資格によつてこれをを行う

(四) 所定の採用試験に関する適当な告示及び詳細事項は公報廣告、日刊

新聞及び國營放送局からの放送により委員会が一般にこれを公表する

(五) 委員会の幹事長及び以下六名の最高有給執行役員に支拂う俸給の支

給は終會の承認を経ることを要する。

(六) 委員会の任命する役員及び職員は一九四一年一月二十二日聯邦公

職員法の規定に従わないか、所定の條件（日期を含む）に従わなければならぬ。

(七) この條項により任命される役員がその任命の直前に聯邦の官公吏であつた場合には、委員会の役員としての職務は從前のまゝこれより生じる権利を決定するため聯邦の官公職にあるものと同様にこれを考慮し、一九二八年一九四〇年官公吏権利宣誓法（同法附表にこの法律及びこの條項が規定されているものと見られを準用す

る。一九三二年一九四〇年潔洲放送委員会法に基いてされた潔洲

放送委員会の幹事長及びこの法律の施行直前同委員会の職務に既に從事し又は便役されている同委員会の他のすべての役職長はこの條項に基く委員会により夫々幹事長、役員及び職員に任命されたものと認められる。

第二節 委員会の権限及び任務

(一) 委員会は適当且つ廣泛な放送種目を供給し、國営放送局からこれを放送し且つ一般社会のために委員会が適当な放送種目の十分な発達に寄與すると認める一切の処理を取りなければならぬ。

(二) 委員会かその目的の適当な遂行に又はそれに附帯するいかなる目的にも必要と認めるときは、左の場合に公衆音樂會その他の公共演藝会を開催する手配をなし、これを組織し又はこれに補助金を支拂うことができ。され音樂公又は演藝会の全又は一部を放送するとも、又は(四)音樂公又は演藝会を教、宗教その他の非營利團體と共同にて開催し、委員会か入場料を徴収しないとき

二、この法律に基いて委員会の権限と任務を行うため、委員会は適當と認められる方法にて文書、雑誌、定期刊行物、登録、冊子、回章その他適當と認ることを要する。

三、(一) この法律の定めるところにより委員会は
(1) この法律の適用上必要と認める土地、建物、地役、他の財産、権利又は特權を賣借又は收受することができ、且つ
(2) 委員会の財産、権利又は特權について賣却、交換、貿貸、処分、利用その他の処理を行うことができる。
(3) 取得額五千磅を超える財産を取得し、又はいかなる方法にて、原價又は販賣價格五千磅を超える財産を処分してはならない、又(4) 五年を超える期間の賃貸借を契約してはならない。

二、この法律のいかなる規定にもからず、委員会は予め大臣の承認を得なければ、委員会に五千磅を超える支山を負わしめ、又は五年以上の期

同に亘る、運を結ぶ権能を、えられない。

二二、(一)委員会はこの法律に基いてその権限と任務を適当に行うために必要な放送室、事務室その他の設備及び大臣がその供給する技術的業務の適当な遂行のために必要とする放送室に開する設備を委託しなければならない。

(二)この條項により委員会の提供する放送室の位置は大臣の承認を受ければならない。

二三、この法律の定めるところにより委員会はすべての國営放送局又は大臣の選定する國営放送局からその放送が公衆の利益になる故を以て大臣が文書により命令する事項を無償で放送しなければならない。

二四、(一)委員会は廣告を放送してはならない。

(二)この條項は委員会が適当に認めるときは、左の事項を放送することを禁ずるものではない。

(三)委員会の活動又はその運営に関する発表

(四)藝術、文学、音楽若くは演劇の演出又は教育上の目的に從事する

者又は團体の供給する欄目、又は

いその種目が廣告に使用するものでないことを委員会が認めるとき

は、人又はいかなる團体の供給する欄目にとっても又、この法律第十七條第四項による所定の採用試験の告示及び詳細事項又は前條による大臣の放送命令事項を放送することを禁ずるものではない。

二五、委員会は適当と認める方法にて世界各邊の時事に關する報道を蒐集し、且つ新聞通信社に轉読申込しがができる。

二六、委員会は、放送の最大利益を以るために適當と認める方法にて良質の管絃樂、合唱及び樂隊音樂を演奏するため音樂團体の設立及び利用に努めなければならない。

第三節 委員会の経理

二七、(一)浪濱放送委員会「資金」には適宜に支出される整備金、統一基金、整理公債基金、諸種の収入より繰込まれるもので國債費、皇室賃等を支弁す一から放送聽取者免許料から徵收する手數料で、この法律の定める部分に相当する額を隨時に繰入れる。

(二)前項の金額は一九四二年の各放送について徵收した免許料については左の通りである。

(1) 先許状に付して徵收し、手數料か二十志又は十四志のときは一各

(2) 一二の六月三十日以降先許状有效期間中各曆月毎に十一片

(3) 先許状に対して徵收した手數料が十志又は七志のときは一各曆月

毎に五片半・及び

(4) 免許状に対して徵收した手數料が五志又は三志六片のときは一各

曆月毎に三片

(5) 前項の適用上各放送廳取扱者免許状は、発行曆月の一日にこれを發行し同日より十二曆月の期間満了により失效するものと認める。

(6) この條項の前各項に定める又都は毎月、各曆月の末日以後成るべく速かにこれを行い、且つ各場合において前月中の有效免許状に関する相当額に近似する金額を支拂う。

(7) 税算は各四半期の終了後、なるべく速かに適宜にこれを行う。

(8) この條項の前掲規定により大臣の指命するその省の官吏が証明し、委員会に送達する計算書はすべての目的に付し最後の算定的なものとする。

(9) 委員会の支拂する他の収入又は金銭もこれを資金と見做される。

(10) 賃金の一時の支拂から生ずる所得は賃金の一時となる

二八 賃金に融入された金銭は委員会が左の如くこれを使用しなければならない。

(1) 委員会がこの法律に基く補助、任務及び奉公を行うため負担する旅費、料金その他の債務の仕拂。

(2) 委員の報酬及び手当・委員会の役職員の俸給、給料及び手当の仕拂、及び、

(3) 勝利邦若くは州の公債、又は政府の保有する債券に投資

(4) 委員会が投資することなく資金中に保有する金銭は勝利邦銀行に通

知予金若くは定期予金に、又は一時を通知預金に一時を定期予金に預け入れることができる、予金中は主としてこれを保有する。

(5) 同條の予金引出の小切手は委員会定める方法にてこゝに捺印する。

(6) 委員会がその設置及び運営に対する臨時費を支出することができますために、会計官は適宜に支出される「整理準備金」から大臣が委員

会に必要と認める額を超過しない金額を前渡すことができる。

(7) 前項により前渡する金銭の外、会計官は隨時審査が委員会のため支出する額を場合により委員会に前渡すことができる。

(8) この條項による前渡金の條件は返済の担保及び條件と共に会計官の

定めるところによりなければならない。

三二 (一) 委員会の計算書は毎年少くとも一回聯邦会計検査長官の査観と査を受けなければならない。

(二) 会計検査長官は各査観及び帳簿の結果を大臣に報告する。

三三 委員会がその委長、役職員、その他の團体又は各個人に一件につき百磅を超える「報酬」を支拂うには大臣の承認を絶なければならない。

三四 委員会の所得、資産及び運営は聯邦の又は聯邦の属しない國家のいかなる法律によつても、地方税、租税又は料金を課せられない。

三五 (一) 委員会はその運営を財政上に独立して行う方法にてこの法律が與え且つ課する権限と日記を実行する。

(二) 委員会は借款その他の債務の償還に應じ且つ預失による滅債債務に應じ得るために会計官が必要と認める滅債基金を設定しなければならない。且つ委員会が適當と認める目的一滅債基金を設定した目的を除くのため準備金として適當と認める金額をその收入から取除けることができる。

第四節 技術的業務

二六 郵政総監は委員会の提供する放送種目の傳送に関するすべての技術的業務の提供と運用を担当する。右の業務には他の放送管理者との種目交換のためにする送受信を包含し、右の送受信は委員会と郵政総監との相互の協定による。

二七 (一) この節に定める技術的業務を提供し運用するため、郵政総監又はその委任を受けた者は、國宮放送局へ電流を供給するため、郵政総監の必要と認める電氣線路を架設、設置及び保守することができる、いふる電氣線路の架設、設置及び保守については、郵政総監又はその委任を受けた者は電信線路の架設、設置及び保守に處する一、(一) 一年一九三四年郵便電信法第四章に基いて與え又は課せられると同一の権限を有し且つ同一の義務を負い、且つ

(二) 國宮放送局の運営又は委員会の提供する種目の送受信用機器の運用のため、郵政総監が必要又は得策と認める導流の供給を準備し、且つ何人からでもその供給を受けることができる。

(二) この條項中「電氣線路」とは電氣を傳達・傳送・變圧又は分配す

るためには使用する一切の施設及び同施設又はその一部又はそれに接続する機器を格納、函縫又は又持する包装、被覆、外殻、等旨(テューブ、バイブー、隠遁、逃走(ビーラー、ボール、ボスト)、等、張出承又は等子の一切を包含する。

二ハ郵政總監は國官放送業務のため委員会に対し無償にて左の施設を行つ。(1)在互の協定による二以上の放送局からの同時放送を含む國營放送局から発射される公認國官放送業務放送室から発する放送設備、及び(2)送話器、ピックアップ装置その他聯邦内各地から臨時又は定期の放送に使用する一切の必要機器、(3)郵政總監は國官放送業務のため委員会の負担にて左の施設を行う。(4)前條口号の機器の設置及び選用(5)各権の中継所を適切と認める放送所に接続するに必要な回線、及び(6)中継用その他公認國官放送業務放送所以外の場所に機器を設置して放送を行う目的のため承認的に必要とする機器

四委員会は委員会のため又はその依頼により郵政總監又はその所屬更にした行為について何人でも郵政總監又はその官吏に対し提起する訴訟、請求又は要求に對していつでも郵政總監に保障し且つ絶えず保障を繼續しなければならない。

第五節 雜則

一(1)この法律の定めるところにより、大臣は隨時に口頭通知、電報等は文書を以て同通知に明示する事項又はその明示する種類若くは性質の事項を放送することを委員会に禁止することができ、又かかる事項を放送しないことを委員会に要求することができる。(2)かかる通知を口頭とするときは、大臣は直ちに文書によりこれを確認する。(3)委員会は各会計年度の終了後成るべく速かに六月以内に所定の様式による收支計算書及び貸借対照表を作成し、同年度の委員会事務報告とともに該会の両院に提出するため、大臣にこれを提出しなければならない。(4)委員会は報告中に左の事項の詳細を記載しなければならない。(5)この法律第二十三條による大臣の命令等により施設した各放

この法律の規定による外、大臣が委員会によるある事項の放送について命令を出し又はその放送を禁止した場合

一九三二年一一九四〇年漢洲放送委員会法に基いて組成された漢洲放送委員会にこの法律の施行直前に附與し又は負担せしめた一切の権利、物权、責任及び一切の債務、負債はこの法律により（新）委員会にこれを附與し又は負担せしめるものとし、且つ前記の委員会を当事者とした契約、協定又はその証書中前記の委員会を指示する場合は（新）委員会を指示するものである。

第三章 商業放送業者

第一節 免許状

（一）大臣は大臣の定める條件及び形式によつて何人にも商業放送局の免許状を附與することとする。

（二）大臣は商業放送局の免許状申請者にその適当と認める細事項の提出を要示することができる。

（三）この章に基いて附與される免許状による商業放送局の設立、建設、保全又は使用は一九〇五年一一九三六年無線電信法又はそれに基く規則

に違反しないものと認められる。

（一）商業放送局の免許状は大臣の定めるところにより三年を超えない期間に対してこれを附與することができます。

（二）大臣は適當と認めるときは隨時、既免許状又は更新の在期の日から一年を超えない期間に対して免許状を更新することができます。

（三）免許状の更新を欲する被免許人は既免許状又は更新の満期の日から少くとも六月以前にその更新を申請しなければならない。但し免許状が一年以内の期間に対し附與又は更新された場合に、既免許状又は更新の満期の日から少くとも一月以前に更新を申請しなければならない。

（四）商業放送局の免許状は新免許状を発行し又は権限を有する官吏が更新期間を記載した覚書に署名し免許状に添附してそれを更新する。

（五）この法律に基いて附與又は更新された商業放送局の免許状について被免許人は免許状又は更新の適用期間の各年又はその端数に対し一九四二年商業放送局免許料法に定める免許料を支拂うことを要する。

「免許者は大臣の定める時期に分割（場合により）してこれを支拂うことを要する。」

(一) 大臣は左の理由により通知書を以てその通知に明示する期間、商業放送局の免許状を停止し又は取消及び限定することができる。

(二) 被免許人かこの法律の規定又は規則又は免許状の條件に従わなかつたとき、又は

(三) 大臣が公益のためその処置を適當と認めるとき

(四) 他人もこの條項によつて得う免許状の停止又は取消及び限定のためには邦からいかなる賠償も受けける権利を有しない。

(五) 免許状の停止期間中、免許状はかかる效力も有しないか、その適用期間は当然超過する。

(六) 大臣の同意書がなければ、商業放送局の被免許人はこれを移動し又はこれを譲渡、轉貸その他の处分をし、又は他人へ免許状の利益を共有せしめ、又は免許により與えられた権能をくは権限を行使せしめてはならない。

(七) 大臣の同意書により、商業放送局の免許状を他人に譲りし、譲渡、

轉貸その他の处分をし、又は他人に免許状の利益を共有せしめ、又は免許状により與えられた権能若くは権限を行使せしめる場合は、この法律の商業放送局被免許人に於する規定はその他人を被免許人と見做してこれを準じ、且つこの法律に指示する商業放送局被免許人はその局についてほその他人をも指示するものである。但し、この法律の規定により被免許人か至う義務を被免許人又はその他人が履行するには、その履行の権限だけ被免許人及びその他人両者に義務を緩和する。

(八) 商業放送局被免許人はその内の免許状附與の日から二月内に又は大臣の承認する三月以上の期間内に免許状の條件によつて適足な業務を行はなければならぬ。

(九) この法律の施行直前に実施中の放送局の免許状はこの法律の規定により、免許状を附與した日にこの法律がすでに施行されており、且つこの法律において商業放送局の免許状としてこれを附與したものと、被效力を継続する。

第二節 商業放送局の所有又は管理制限

の商業放送局の免許状の附與又は更新を申請する者は大臣にその要求する資料を提供し且つ免許状の附與又は更新により直接にも簡便に左の数以上の放送局を個人も所有しない。又その管理をしない旨の法定宣誓を申請とともに提出しなければならない。

(1) 各州に一都市商業放送局

(2) 漢洲に四都市商業放送局

(3) 各州に四商業放送局、又は

(4) 漢洲に八商業放送局

(2) 申請者が会社である場合は、前項の法定宣誓は会社の取締役及びその理事又は幹事の遵守によらなければならぬ。

(3) この條項中「都市商業放送局」とは一州の首都にて郵政から三十種の地区内にある商業放送局である。

第三節 技術的條件

放送局の技術設備は大臣の満足する程度にこれを設計し、装置及び保守しなければならない。且つ大臣の同意がなけれはこれを變更してはならない。

商業放送局の能力は大臣の承認によらなければならぬ。且つ大臣の同意がなけれはこれを變更してはならない。

九六 各商業放送局の運用する周波數は大臣の定めるところによらなければならぬ。且つ局の送信設備の運轉中大臣の満足する程度にこれを一定に保持しなければならない。

九七 商業放送局の位置及びその適用期間は大臣の承認を経なければならぬ。

九八 商業放送局の技術設備はその設備を運轉する資格ありと大臣が認めることによつてのみ運轉されなければならない。

三二、商業放送局は相當の時期についてでも機械を有する官吏の検閲によれ
を供しなければならない。且つ被免許人はかかる検閲に對しある
官吏にあらゆる便宜を與へなければならぬ。

第四節 放送種目

- 六〇、(一)各商業放送局の被免許人は放送種目を提供しその局から放送する
種目が大臣の満足する程度であることを成るべく保證するよそを
の種目放送を監督しなければならない。
- (二)商業放送局から放送する種目の全部又は一部が大臣の満足する程
度でないときは、被免許人は大臣の命令により、その種目を大臣
の満足する程度にするため變更しなければならない。
- (三)大臣は隨時に口頭通知、電報又は文書を以て同通知に明示する事
項又はその明示する種類若くは性質の趣項を放送することを被免
許人に禁止することがで、又かゝる事項を放送しないことを被

免許人に要求することができる。
(四)かかる通知を口頭ですむときは、大臣は直ちに文書によりこれを
確認する。

- 六一、(一)商業放送局の被免許人は廣告を放送することができ
る。
- (二)廣告放送を欲する被免許人は廣告料金表を發行し別に定める場合
を除いては、何人にも差別なくその廣告業務を提供しなければ
ならない。

(三)被免許人は大臣の定める方法及び條件による場合を除いては、日
曜日に廣告を放送してはならない。

- (四)別に定める場合を除いては、醫藥に関する廣告は豫定廣告種類の本文
が保健長官又はこの條項に基く廣告事項の本文を承認する權能を州の
承認を得なければこれを放送してはならない。
- (五)保健長官はこの條項に基く廣告事項の本文を承認する權能を州の
審官に委任することができる。

(内かゝる委任は任意に文書によりこれを取消すことができ且つ

かかる委任は保健長官の權能の行使を妨げない。

(4) 何人も保健長官又は保健長官の代理者の決定に對し大臣に提訴することができること。

六、商業放送局の放送する廣告を含む一切の事項は大臣の定める権限を受けなければならない。

六、商業放送局の被免許人は所在地の豪洲内外を問わず他の放送局の放送種目の一部を發信局の所有者又は被免許許の同意及び大臣の承認を得なければ中継又は放送してはならない。

六、商業放送局の被免許人は左の事項を放送してはならない。

(1)著作権の存續する著作又はその一部を著作権者の同意を得ないで放送すること。又は

(2)新聞に發表され、又は新聞、又は新聞協會又は通信社又は通信業務の取得、蒐集、複寫又は綜合した記事又は報道を被免許人

と新聞、新聞協會、通信社又は通信業務との間の料金支拂及び條件に關する協定條款によらないで放送すること。

六、大臣は商業放送局の被免許人にその局から放送する種目中に大臣が隨時に定める公益事項を無料で包含せしめることを通知書により要求することができる。但し、大臣の要求は放送事項が引續き十二時間中三十分間以上に及ぶことはない。

六、商業放送局の被免許人はその局から放送する番組の發表前、その番組の寫しを豪洲にて發行する新聞雑誌の發行費委員會を含め、同一條件にて局の事務所に供給しなければならない。

第五節 雜則

六、(1) 商業放送局の被免許人は

(1) その放送業務について各別の計算書を業務又は商業用定例書式により編成保存し、

かかる計算書を要求にし、大臣は権限を有する官吏の検査に供し。

(4) 每年六月三十日に終る年度の検査済年度貸借対照表及び損益計算書を所定の書式により大臣に提出し。

(5) 每年六月三十日後三月以内に、左の事項を明示する法定宣誓を大臣に提供し、

(1) 同日に終る年度の局の經營が局經營者の利益となつたか否か、及び

(2) その年度の局の經營から得た局經營者の総収入額且つ隨時に大臣の命ずる放送業務に關する記録を保存し、その寫しを要求により大臣に提供しなければならない。

(3) 被免許人は大臣の同意を得て、六月三十日以外の日に終る十二ヶ月を以てする計算期間を採用することができる。この場合前項

八及び二號の規定は六月三十日であるをその以外の日と見做し、その被免許人についてこれを準用する。

(3) この條項の第一項二號に規定する法定宣誓を必要とする者が会社である場合は、會社の取締役及びその理事又は幹事の過半數によらなければならぬ。

六八 商業放送局の被免許人はいつでも、その免許状に基いて運用する設備について特許権使用料要求權及び被免人の運営から生ずる一切の要求權に對して活へず大臣に保障しなければならない。

(1) 大臣は商業放送局の免許状の通用期間中、免許状を附與する條件の全部又は一部を變更することができる。

(2) 被免許人は自費にて且つ大臣の満足する程度にかかる變更を實施しなければならない。

セ、商業放送局の被免許人は大臣の命令があるとき及びその命ずるところにより自費にてその局の電柱に標識牌を取附け維持し且つこれを塗装しなければならない。

セイ一、この章の規定に基いて大臣又はその代人の通知、要求又は開業文書によることよらないにかかるらず、は権限を有する官吏がこれを取扱い、且つ商業放送局の被免許人にその定住又は最近まで表明していた住所又は事務所に宛て書留郵便によりこれを送達することができる。

第四章 議會常任放送委員會

セイ二、(一)この法律施行後成るべく速かに、且つその後の各議會の最初の会期開始の際、議會常任放送委員會へこの章には「委員會」(ロミテー)ミ塔得する、ミ塔える九名の議員の連合委員會を、議會の兩院連合委員會の委員任命に關する議會の手續に従つて任命する。

(二)委員會の委員三名は元老院議員を元老院が任命し、その委員六名は衆議院議員を衆議院が任命する。

(三)委員會の委員は各州を代表する元老院議員少くとも一名又は

各州にて選舉された衆議院議員少くとも一名とする。

の國務大臣、元老院議長、衆議院議長及び各議院の委員會委員長はこの委員會の委員に任命される資格を有しない。

七 委員會委員の連合委員會委員としての任期は當分の内議會の存續期間とし、衆議院が解散又は滿期により消滅するときは直ちに任期を終了する。且つ委員はこの法律が委員會に附與し又は負擔せしものところにより機会を有し且つこれを行使し、職務を行ひ且つ義務を負う。

七 委員會の各委員はその職務にて在り又は委員會の會議に參加する前に、この法律の範圍の形式により宣誓書を作成し署名しなければならない。

七 (一) 委員會の委員は元老院議員は元老院議長に、衆議院議員は衆議院議長に宛て自書にて委員の職を擔任することができる。

(二) 委員會委員の事と取扱は（もとに）元老院議員又は衆議院議員をやめるときこれらを兼任したものと認められる。

七 委員會に缺員が生ずる場合、議會會期中は缺員の發生から三十日以内、會期中でないときは次の開會の後三十日以内にこの法律第七十二條の手續に従い任命によりこれを補充しなければならない。

七 委員會のいかなる會議にも五名を定數とする。

七 (一) 委員會には委員長及び副委員長を置き、その最初の會議又はその後成るべく速かに委員會委員がこれと互換する。

(二) 委員長、又は委員長缺席その他の場合の場合は副委員長が委員會の一切の會議の議長となる。

但し、定數の出席する委員會並に委員長及び副委員長缺席するときは、出席委員が此に出席する者の中一名を假委員長に任命することができる。假委員長は委員長及び副委員長の不在中の法律により委員長又は副委員長に與えられる一切の權限を有する。

セ九(一)委員會に發生する一切の議題は出席委員の過半數の投票でこれを決し、可否同數のときは委員長が賛成又は採決権を有する

(二)すべて採決の場合には投票者の氏名を議事録及び報告中に記載する

八(一)委員會はこの條項により休會又は休憩中及び會期中開會し議事を行うことができ、且つ委員が適當と認める時日及び場所にて開會し、適當と認める方法にて議事を行うことができる

(二)委員會は議會の兩院のいずれかが現に會期中にはその院の同意がなければ會議を開いてはならない

八(一)委員會は議會の各會期開始前にこの法律に基く議事の報告を總督に提出しなければならない

(二)その報告は提出の後議會各院の開會十四日以内に各院にこれを提出する

八(二)委員會は總督の命ずる方法にてその會議の詳細な議事録を保存し

なければならぬ

八(三)議事を附託された委員會がその報告を提出する前に期限を経過し又は法定の存在を喪失する場合には、その委員會の調査した證據は同一事項の報告を附託される後繼委員會によりその後繼委員會が調査したものとこれを見做す

八(四)委員會及びその委員の權限、特權及び免除はこの章の規定により議會の各院、その議員及びその委員會委員のものと同一である

八(五)委員會はこの法律の規定により、議會の各院が決議により委員會に附託する濠洲又は聯邦各領域の放送に關する各事項及び大臣が委員會に附託するその他のかかる事項について審議し議會に報告しなければならない

(二)大臣は委員會(擧者註、國營放送業務の委員會)又はこの法律施行の際濠洲商業放送局聯合會と稱える團體が委員會附託を大臣に依頼する事項を委員會に附託する

第五章 総則（譯者注意、以下單に委員會とあるは國營放送業務の委員會とす）

八六 委員會又は商業放送局被免許人はこの法律により又はこれに基いて認可される場合を除いては、一九〇一年一九三四年郵便電信法又は一九〇五年一九三六年無線電信法のいずれかの規定に違反する通信をそれ等の法律を執行する大臣の承認又は大臣の附與する免許状がなければ、送信し又は中継のため受信してはならない

八七 (一)大臣は各州において放送顧問委員會を任命する。

(二)顧問委員會の職務は放送種目又はこの法律又は規則により委員會又は商業放送局被免許人に與え又は負擔せしめる權限、義務又は職務の行使に関する一切の事項について大臣に勧告することである

八八 (一)委員會及び各商業放送局被免許人は成るべく地方の才能を有する者の發達を獎勵し且つ放送種目に有用な貢獻をなす資格ありと認める者の奉仕の利用に対する制限を除くことに努めなければならない

(二)國營放送業務の占める全時間の百分の二五以上及び商業放送局の音樂放送に占める全時間の百分の二五以上を豪洲人の作曲家の作品の放送に充てなければならない、その放送は豪洲產の音盤又は關係放送局の放送室に現に出演する藝術家のいずれかによる

八九 (一)この條項の規定により、委員會は政治演説又は政治問題に關する事項を國營放送局から放送する程度と方法を決定することができ、商業放送局被免許人はその局からかかる演説又は事項を放送する手配をなすことができる

(二)委員會又は商業放送局被免許人は聯邦又は州の議會、かかる議會の各議院又はかかる議院の議員に對する選舉を行う日の投票締切前いつでも、又はその當日に先だつ二日間の内いつでも左の演説又は事項の全部又は一部を放送してはならない

- (1) 選舉候補者を批判し又はそのための投票を依頼することと
何選舉候補者の屬する政黨を批評し又はその支持を主張すること
と
- (2) 選舉人に提供される案件、又は選舉候補者又はその属する政
黨の政策の一部を批評し、明示し又は指示すること
- (3) 選舉に関する集会開催について述べること
- (4) 委員會又は商業放送局被免許人はかかる選舉の令狀發行の日よ
り投票締切までいつでも、前項に列記する候補者、政黨、案件、
政策又は集會に關する事項の脚色を放送してはならない
- (5) 國營放送局の場合委員會、又は商業放送局の場合被免許人は、
本人又は錄音裝置により局から放送する政治問題若くは時事問
題に關する演説又は聲明を行う各放送者の本名をアナウンスせ
しあなければならぬ、演説又は聲明が政黨のために行われる
ときは、その政黨の名をアトウンス中に入れなければならぬ

(二) このナラウスは運送又は登録の旨をも、書類等に記載する時
取する何人にし放送者の誰であるかが十分判明するよう適當な時
と方法にてこれを行わなければならない

■ 場合により委員會又は放送許人はかかる放送者の氏名、宛所及び
紹介狀又は職業の記載事項を大臣に提供しなければならない。

九二-(一) 委員會又は商業放送局放送許人は不敬、猥せつ又はひん張にわたる事
項を放送してはならない。

(二) 何人も不敬、猥せつ又はひん張にわたる事項を含む放送項目を作成し
、又はこれを通過せしめ又は選擇してはならない。

■ 大臣は國營又は商業放送局から放送された事項で、これについて、この法律第八十
七條により任命された別途選議問委員會から報告を受ける

四この條項に反する犯罪は大臣の同意書がなければ起訴されない。

九二-(二) 前條に基いて有罪とされる場合、又は何人でも公衆の一部に不
を與え又は與えたかも知れない放送局放送項目を作成し、又はか

かる放送事項を通過せしめ又は選擇したと大臣が認める場合には
、大臣は當人に對し、放送項目の作成又は放送事項の通過又は選
擇を禁ぜられてること、又はその放送項目の作成、放送事項の
通過又は選擇に制限があることを指示する命令を怠つた理由の申
出を求めることができる。

(二) 當人が大臣の指定する期間内に大臣の満足する程度に理由を申出
ないときは、大臣は左の通り命令することができる

(イ) 當人が命令に顯示される期間、いずれの放送局からも放送項目
の作成、又は放送事項の通過又は選擇を中止すること。

(ロ) 當人が命令に顯示される條件による場合に限り、放送局からの
放送項目を作成し、又は放送事項を通過せしめ又は選擇する
とができること

■ この條項に基づく命令を実行する者は命令に違反するいかなる行為又
は事項も行つてはならず。

九三 濟洲の國內にあると海外にあるとにかくわらず、放送局から送らぬ

る項目の原稿の一部は局の所有者又は被免許人の同意及び大臣の承認がなければ、いかなる方法にてもこれを發表してはならない。

九四

(一)別に定める場合を除いては、醫療の問題に關する談話はその原稿を保健長官、又はこの條項に基いて大臣に提訴の上大臣が承認しなければこれを放送してはならない。

(二)保健長官はこの條項に基く醫療問題の談話の原稿を承認する権能を州の醫官に委任することができる。

(三)かかる委任は任意に文書によりこれを取消すことができ且つかかる委任は保健長官の権能の行使を妨げない。

(四)何人も保健長官又は保健長官の代理者が醫療問題の談話の原稿の承認を拒絶することに對し大臣に提訴することができる。

九五

(一)放送事項の原稿は大臣又は總理を有する官吏の認可がなければ暗號で記載してはならない。

(二)この條項の適用上、原稿がその一部左の誤辭より成るときはこれを暗號と認める。

(一)連絡する意義を持たないか又はその意義が少數者の外には秘密とされる語彙又は

(二)人爲語

九六

(一)大臣は何人にも申請により且つ所定の免許料を徵收の上、放送聽取者免許狀を附與することができる。

(二)別に規則の定める場合を除いては、放送種目の受信に使用することのできる裝置の所要数と同数の放送聽取者免許狀を持たなければならない。

(三)放送聽取者免許狀は大臣の定める形式により又はこの法律施行の前放送聽取者免許狀の附與に使用した形式により所定の免許料を支拂の上いずれの郵便局にてもこれを受けることができる。

(四)放送聽取者免許狀の附與は所定の條件に従わなければならぬ。この法律に基く放送聽取者免許狀により放送種目の受信に使用することのできる裝置を設置、維持又は使用することは一九〇五年一一九三六年無線電信法又はそれに基く規則に違反しない

ものと認められる

(凶) 放送種目の受信に使用することのできる装置で放送聽取者免許状の效力を有しないものを設置する屋敷若くは場所又は屋敷若くは場所の一部の占有者はこの法律に違反し有罪とされる

(凶) 被告人がその屋敷若くは場所又は屋敷若くは場所の一部に當該装置のあることを知らず且つ相當な努力にかかわらずこれを知ることができなかつたことを證明するときは、かかる犯罪の起訴に對する辯護となる

(八) 何人も相當な事由（その證拠を必要とする）がなくて、放送種目の受信に使用することのできる装置を

(イ) 設置、建設、維持又は使用し、

(ロ) 所有し、又は

(メ) その装置のある屋敷若くは場所、又は屋敷若くは場所の一部を占有する者、及び装置を設置、建設、維持又は使用し、所有し、又はそ

の占有する屋敷若くは場所、又は屋敷若くは場所の一部に装置したとき有效であつた装置の建設運用を許可する放送聽取者免許状を、権限を有する官吏の要求により直ちに提示しないか又は提示せしめない者はこの法律に違反し有罪とされる

(ロ) 放送聽取者免許状の附與及びその免許料徵收のため濠洲及び聯邦領域を左の二地區に分つ

(イ) 第一地區は大臣が定める放送局から二百五十哩の概定半徑内の全地域を包含する及び

(ロ) 第二地區は第一地區以外の濠洲及び聯邦領域の全地域を包含する

(二) 大臣は放送聽取者免許状の保有を必要とする装置の設置地圖を定めることができる

曰 大臣はこの條項第一項に定める地區の境界を變更し又は別に地區を設けることができる

九 ベ この法律に基いて附與する放送聽取者許許狀又はその更新に對する免許料は左の通りである

第一 地區の免許狀

〔放送権目の受信に使用することのできる装置一箇を一人が所有する免許狀、該免許狀又は更新の適用期間一年又はその端數につき二十志。〕

〔かかる装置二箇以上を一人が所有する免許狀は各箇毎に一該免許狀又は更新の適用期間一年又はその端數につき十志。〕

同 第二 地區の免許狀

〔かかる装置一個を一人が所有する免許狀、該免許狀又は更新の適用期間一年又はその端數につき十四志、及び

〔かかる装置二箇以上を一人が所有する免許狀は各箇毎に一該免許狀又は更新の適用期間一年又はその端數につき七志。〕

但し、
〔放送聴取者免許狀又はその更新は十六歳以上の盲人、又は大臣の承認により五十歳以下の生徒の在學する學校に無料でこれを附與することができる。〕

〔放送聴取者免許狀又はその更新は一九〇八年一一九四二年傷病老年者年金法において年金を受けける者、及び單獨居住者又は他の年金受領者と同居する者に該免許狀の半額でこれを附與することができる。〕

〔大臣は公共病院又は他の慈善團體の收容者のためその一部に設置される放送権目を受信することの出来る装置（二箇以上）に封しての病院又は團體に免許狀の徵收を免除することができる。〕

〔ホテル、旅館、寄宿舎又は下宿業の管理人で、その構内に

〔宿泊人又は居住者が占有し又は占有することのできる室内にある受信装置に、導線で接続し又は接続することのできる主受信装置で放送権目その他の無線通信の受信に利用することのできるもの又は

〔かかる室内に設置せられかかる目的に利用することのできる他の受信装置を有する者は、各主受信装置に對する現行放送聴取者免許狀及

び各室の各受信装置に対する施行放送聽取者免許状を所有しなければならない

四 この條項の適用上

アル、旅館、寄宿舎又は下宿業の「管理人」とは、自営で又は他人のため、報酬を得てそれに何人でも止信しめる者である。

五 放送欄目の受信に使用することのできる装置の販賣者は各月の終

にその販賣者の居住する市の上級無線監督官又は所定の他の官吏に、富月中にかかる度直に販賣、貿易、貯貯一ハイヤ又はリースーその他の處分をした各封手書の氏名と宛所を届出なければならない。

六、この法律施行の直前に實施中の放送聽者免許状はそれが廃棄され及び既に廃棄されていながらもども現行され得し、この法律の規定によりその效力を繼續す

七 この法律に基いて廃棄されたと認められる谷免許状は、免許状と通

用する限りこの法律及び規則の規定に従わなければならぬ、且その規定は免許状の款式として免許状に成文化されるものと認められる

八 一九〇五年一一九二六年無線電話法の規定にかららず、つい前後を執行する大臣は

九 この法律において免許状を廃棄する目的に對して、如何なる免許状も廃棄してはならない、又

十 聞音會常任放送委員会の勧告による初回を除いては、電報、電話又は同波板變調装置について免許状を廃棄してはならない

十一 總督はいつでも事務の要件により公室のため難道を過密と認めるときは、事務中大臣に放送局から放送される該項の完全な管理を行う権限を與えることができる、且つ同時に及び事務の廣く廣り、大臣により文書を以て該段を禁じられる者は委員會又は商業放送局を免許人の管理する場内にいつでも出入し且つ委員會又は被免許人の角する一切の權利及び特權に對して十分な権限を行使することが可能

二〇六、「この法律又は規則の規定、又はこの法律に準じて附與され又は

附與されたと認められる免許状の條件に違反し又は従わない者は、この法律に反し有罪とされる

二〇七、この法律に反する犯罪は則決減判又は起訴状により起訴されることがある、但し、犯罪者は同一組織について一同以上犯罪を受けない

二〇八、この法律に反する犯罪の刑期は五年以下のもの

二〇九、犯罪が即決裁判で起訴されると同一三十倍以下の罰金又は六

月以下の禁錮、又は

二一〇、犯罪が起訴状により起訴されると同一五百磅以下の罰金又は五年以下の禁錮

二一一、放送聽取者免許状が證明書に明示する時日に、放送種目の受信に使用することのできる装置（證明書に明示する）について有效でなかつたことを認める場合に付する言文の署名した證明書は、放送聽取者免許状がその同日にその後について有效でなかつた

ことの明確な證據となる

二一七、總督はこの法律を實施するため、及び特に商業放送局の建設又は運用、又は放送聽取者免許状の保持をするする装置に關する條件を變更又は追加するため、されば抗議する、ことを要求され又は承認され、又は規定することを必要右くは便利とする一切の事項を規定するこの法律に抵觸しない規則を定めることがでさる

附 錄

（第七十四條）

委員宣誓書

右はその技と能力を以ふ承り誠實に該監視委員會委員として誠實に公平に忠實に任務を果し、誠實に行ひことを誠實に眞實に誓約する

（署名）

昭二二・九

BBCの沿岸機薄及び財政

(一九三六年版BBC年鑑より摘譯)

電波局監理課

目次

- 一 BBCとは何か
- 二 BBCの誕生とその生い立ち
- 三 BBCは如何にして收入を得るか
- 四 BBCの金はどういう風に使はれるか
- 五 誰がBBCを監督し、どういう組織で監督するか

(調査者 山本光太郎・林二郎)

BBCとは何か

BBCは政府の一省でもなくかといつて商事會社でもない。それは勅許によつて創られた公法人であつて利益を目的として運用せられていない。

BBCの誕生とその生い立ち

吾國で公衆に放送せられた最初の番組は一九二〇年二月二十三日チエムズフォードからマルコニ會社によつて放送せられた音樂會であつた。一九二二年迄に幾つかの會社が別々に郵政長官に放送に對する許可を申請していた。

これらの會社は合同して「英國放送會社を組織するよう勧告せられ、

同社は十一月十四日ストラシドにあるロンドン局から英國最初の定期放送を送り出した。

一九二二年の終り迄には吾國に於ける無線免許狀の所有者は三五七七四に達した。

この最初のBBCは無線電信法によつて免許せられ「郵政長官が満足する様に」放送事業を運營すべき有限責任會社であつた。その公認せられた資本金一〇〇、〇〇〇ポンドの五分の三は大舞線機製造會社によつて保證せられその配當は七年五%に限定せられていた。

その收入は免許料一〇志半分に當る分配金及製會社が賣つた機械に対する權利金とから得ていた。

しかしこの中權利金から收入を得る方法は間もなく實行不可能になつたので會社の收入は全然免許料及財物の出版販賣とに依存するようになつた。

免許料の分け前は一九二三年に報知新聞委員會の勧告に基き

から多くに増加せられた

この時期に於ける別の進歩はそれ迄他の無線業務との混信を恐れて禁止せられていた間に於ける放送の許可と送信局網の擴張とであつた

一九二四年末には免許の數は「一一二二六四」に達し、これは事實上國內ならどこでどもどんな安い機械をもつた者も聽取出来る國內放送網を完成する責任を執るようになつた

一九二五年にクロフォード郷を理事長とする委員會は放送事業は「國家的利益」（公共の利益）受託者「（公社）」として行動する公社「（公社）」によって運営されねばならない」という勅告を行つた

これにつきて一九二七年一月一日勅許に基き英國放送協會が生れ出た

その勅許の規定中には協會は十年の期限で設置せられるごと、権密院に於て王によつて任命せられる會員即ち「理事ヘガバナ」は

五人であること、その最高業務執行人は「總長ヘヂオレクターリジエネラル」であること等がある

最初の總長は勅許の中で指命せられていた、しかしその後の總長その他の幹部を任命する責任は理事に負はされた

株主は拂戻しを受け重役達は引退したが今まで會社がもつていた収入源、幹部、放送室、送信機等は協會に引きつがれた。經營方針も大した變化を受けなかつた、なぜなら放送事業は從來も營利事業としてよりもむしろ公共事業として運營せられていたから。

實際目立つて大きな本質上の變化が起つたということはなかつた。この時迄の免許の數は二、一七八、二五九であつた一九三五年郵政長官はアルズウオノクル郷を首班とする委員會を任命した。この委員會は一九三六年BBCに對する最初の勅許の期限が切れた時に於ける放送事業に關し及これを運營すべき條件を答申するためである。この委員會の答申はその後殆んどそのまゝ政府に採擇せられたが委員會は「思慮と理想主義」とを特徴としたBBCの運營を賞揚し「僅か數年間の歴史しかもたない放送事業が英國に於いていみじくも得た地位を強化し確立する」事を勸告している。

之に従つて更に十年間協會を存續する新しい勅許が一九三七年

4

一月一日から施行せられた。

この勅許の規定は主として舊勅許の規定を受けついだが、一九三二年に始められた帝國放送の續行、一九三六年十一月に開始せられた視聽服務の運營に對するBBCの責任が明文化された。

最初の勅許の期限が切れた一九三六年十二月三十一日に於ける免許數は七、九六〇、五七三であつた。

一九三七年政府はBBCに近東に對してはアラビヤ語で、中南米向ぢとしてスペイン語とポルトガル語でニウス放送を行うよう勅告したがこれらは一九三八年早々に初められた國際關係の危機が頂點に達した一九三八年の十一月には佛語、獨語、伊語によるニウスが毎日ヨリニツバの聽取者の爲めに放送せられた。

そしてこれらは正規の放送としてその後も行はれた。

一九三八年十二月三十一日現在免許數は八、九〇八、九〇〇である。

三

BBCは如何にして収入を得るか
BBCには株式による資本をもつていない、その資本と運轉資金は枚
八で賄う。

この収入は二つの方面から入つてくる。
その大部分は無線の免許からであるが出版からの収入もかなりの
部分をしめている。

英國に於て無線機を使用している人々は盲目の登録をした人を除
き年十シリングの免許料を拂はなければならない。それは郵便局で取り
集める事になつていて、
郵便局はこうして取り立てた一〇シルの内二年毎に更新される一
定の額を（現在は九%）徵集費その他管理費にあてるため保有
する。

その額は「正味免許收入」といはれその額は郵政長官との協定の條項に基き BBC に支拂はれることになつてゐる。

但 BBC はもし放送業務に必要ならば國庫に保管せられてゐる残りの 95 % 中から更に何がしが割り當てを申請することが出来る事になつてゐる。

追加割當の必要は大藏省の認める所となり電視用及海外放送、外國語による放送一用の經費に當てるため一九三七一八年會計年度分として 8 % が追加下附せられた。この額は一九三八年一九年會計年度には 15 % に増加せられた。

一九三八年三月に發表せられ、續いて議會により承認せられた「放送予算」によれば其年度には正味免許料の 8 % 一見積額 6,446,000 ボンントーが BBC に割當てられることを規定してゐる。これで同年度には免許料 10 シルの中郵便局は約十ペシスをとり BBC は約八シル二ペシスをとる。國庫は約十一ペニスをとることになる。

この中取得税を支拂つた残りの約七シル九ペニスが固定資本及び運轉スケートーその他の補助的出版。

四 BBC の金はどういふ風に使はれるか

BBC の收入は相當なものである。一九三八年度には 8,082,100 ボンドがあつて、併し、この收入が BBC の全事業の總經費を賄ふに充分であつたとは、いとも認められてない。この事業の中には英國の本來の放送事業の外に、テレビジョン放送もあれば、帝國放送、外國語放送も含まれてゐる。既に述べたるが如く BBC は株式資本を持つてないがら、莫大な經常費に加ふるに、上記の各種の放送事業に缺くことの出来ない固定資産を、この收入で賄はねばならないし、この固定資産が消耗したとが、廢物になつた場合には、その收入で更新もし又取換もしなければならない。土地、建物の世襲保有、又は長期に亘る借地

權の獲得もしなければならぬし、放送所、演奏室、事務所等の建築、
その裝備もしなければならぬ、其の外に少ながらぬ樂器類がら、樂譜
参考書が必要である。一九三八年度には固定資産の外に、この種の
支出金額が四九〇一〇・二磅に達した。

然れば、全経常費を支出し、將來の資産の更新とか取換とかの準備金を積立てた後、收入との差引、残額を見て、初めて、新資産に對して資本支出が出来る譯である。

併して、時にはこの差引残額が必要な資本支出額に足りない場合がある。その時には更新等のために積立てた金を一時この用途に流用せざるを得ないのであつた。かくての如く使用された金額は各々の目的に要求通り利用出来るようになつたときは本来の通りに返還し置き代へらるゝことは想定のことである。然れば今後、この收入は経常資本支出に備ふることも、これに更にこの負擔に耐へる丈のものでなくてはならぬであらう。

收入から支出するものでは放送番組費が最大の項目である。一九三八年には放送番組關係の支出は全支出額二三二四九ルニ傍の中實にハルハーハ一傍といふ額に達した。本項目にある支出の大部

分は藝能人、指揮者、講演者に対する謝禮と倫敦及各地方のヨヨヨ事務のオーケストラの經費である。直接放送たらレコード放送たることを問はず莫大な放送権利には出演権利金等の巨額な著作権料を包含する。又日々ニュース放送の高・ニュース提出者から供給されるニュースの資料代の支出金もある。全國にある放送所と演奏所とを結ぶ郵政廳の電話線の使用料も、亦、放送番組關係費の一つであり、事務の放送番組關係者に対する給與も、亦、然りである。

放送番組關係の經費に次いで経費の甚むのは技術方面的の經費である。一九三八年にはハセハニ三傍に達してゐる。この技術關係經費中には動力費設備維持費、技術職員の給與及び他の諸経費を包含し、以降事業の運営費の技術方面の直接費を代表するものである。右の項目の中に技術研究費も含まれてゐる。

次ぎに一九三八年度にはハセハニ一傍の聯合紙捲費と經費度之が

あるがこれは放送事業團体を經營するに必要な經費である。

放送設備の多くは比較的薄利が極めて早く從事して立ちたるもの同
から、減價償却はなかなかの重荷となる。この爲めに一九三九年
には二一八〇〇〇磅を準備せざるを得なかつた。既存のためには
一九六磅を準備し、司法費、監査費及監視事務經費等
諸經費等所謂監視團體の諸費用も亦一六四磅六七磅に上つた。
一九三八年度の貸借對照表と收入計算書は第一至二月平均一五四磅
にある。

三 誰が BBC を監督し、どういう組織で監督するか

「誰が BBC を監督するか」という質問に簡単に答へるには放送事業の最後の監督は、議會と政府とを通じて、國民にあるといつて宣ろしい。BBC は可なり廣汎圓の法律上の獨立性を持ち實際にも更

らに廣範囲の獨立性を持つてゐる。

BBC は事實上日常の業務には自由である。たゞ BBC の聽取者が何を好むか又その趣味は何であるかを研究するのに汲々たる有様である。議會は定期的に BBC に關することを論議する機會がある。それは郵政長官が放送に關する年度豫算を議會に提出するときがそれである。然しそ議會は政府各省の業務につき普通質問する様な玉合で BBC の業務につき詳細に質問することは議長が許さない。

郵政長官は「緊急の場合」には BBC の各放送局を自らの手に納める權力がある。然し今日まで郵政長官がこの權力を發動したものはない。人もない。なお、郵政長官は文書で協會に製造彈薬を發し、特定團のものも出來る。

理事會は BBC の政策を指揮するも總長 (The Director General) はこの理事會に直接責任を負つてゐる。事務管理上、總長と次長の下に BBC の業務を分けて、(一)技術 (二)編成 (三)涉外及び貿易の四部とする。各部には夫々部長 (Controller) を置く。管理局 (Central Bureau) は總長、次長と四部長より成り、理事會の意向を汲んで、政策を講じ。事務管理上の重要案件を決する。

理 事 會

アーヴ・シモ・ノルマン……………理事長
シーア エイチ・ジヤ、ミリス……………D.S.O.M.G…………副理事長
エイチ・エー・エル・ワイツシャー閣下 O.M.D.C.B.P.R.E.
カロリン・ブリツジマン子爵夫人 D.P.E.
イアン・フレーザー卿海軍大佐 G.B.E.
ジョン・ジエー・マロン C.O.L. E.M.B.
マーガリータ・アライ娘

D.S.O. = Distinguished Service Order……………殊勳章（英軍）

M.C. = Member of Order of Merit……………M.C. 勳功章
O.M. = Order of Merit……………O.M. 勳功章

D.C.L. = Doctor of Civil Law……………法學博士
F.R.S. = Fellow of the Royal Society……………大英學術院會名譽

O.B.E. = Officer of the Order of the British Empire……………大英帝國勳章

J.L.D. = Legum Doctor……………法學博士

英國郵政長官と英國政府が事この間の特許状と協定書

特
許
狀

及
附
文
書

本記載は英帝國を代表する郵政長官、即ち、陸軍少佐ジョウジ、クレメント、トライオン（George Clement Tryon）一關山（以下郵政長官と稱す）あること無故ポートランド、ブレース、收送會館に主たる事務所を有する收送會（以下「協會」と稱する）との兩當事者間に作成せられたるものである。

茲れ、大國諸島内に於ける放送業務を行ふために一九二六年十二月二十日附執筆の新許狀により協會が設立せられ、

茲に、一九三六年〇月〇日昭和署の命令書により協會は一九三七年一月一日より十ヶ年間引継ぎ存續せりる。

茲に、英帝國を代表して郵政長官徒男爵エドワード（E. B. E.）ウヰリスム、ロウスレ、ミツケエル、トムソン（William Louison Mitchell Thomson）閣下と協會との間に作成された證書により、協會は一九二七年一月一日より同ふ十ヶ年間、英國諸島内に於て、隨時、郵政長官が文書で認可する無線電信局を設置、維持するの権限が附與せられてゐる。

又ほ、一九三一年六月十一日英帝國を代表して、前郵政長官議員クレメント、リチャード、アトリー（Clement Richard Attlee）一と協會側と之に附された證書により、一九二七年一月一日の證書中の變更をなし、郵政官は協會に追加額の支拂をなすべきものとする。

又ほ、既に、協會は上述の局と維持するの許可並に他の無線電信局の設置を郵政長官に申請し郵政官は協會以下の條件と制限の下に許可を以て、郵政長官と協會は以下各項の規定を締結するてとに一致した。又文書は既述事項と以下の事項とな考へしたる結果、郵政長官との間に以下各項の事項がつき定め、記載するものなること證するのである。

第一條 本書中、左に掲ぐる語は、主語構文に第有す方をこれらを並べ
れば、次に示す意義を有するものとする。

「郵政長官」（Postmaster General）
これは英國皇帝陛下の現在の郵政長官と其の後繼者をさす。

「無線電信」（Wireless Telegraphy）
一とは一九〇四年及一九一五年に至る無線電信法に於けると同一の意義をいふ。

「電信」（Telegraph）
一とは一八六九年の電信法に於けると同一の意義を有する。

「電話」（Telephone）
一とは人の話、通信、又は音樂を電氣により送信又は受信するために使用され又は將來使用せられんとする電信的送信機、又は受信機をいふ。且つ右を含む。

「テレビジョン」（Television）
一とは動的、又は靜的の人象、又は物の瞬間的幻影を電送により現出するものをいふ。

「電送」（Transmission）
一とは送信及受信をさす。

「海軍信號」（Naval Signalling）
一とく英國海軍の二隻又は其

れ以上の艦船相互の間、英國海軍諸船と諸海軍局との間、若くは英國海軍一隻の艦船又は一英國海軍局と陸上、船舶上又は航空機上の其他の無線局との間に於ける無線電信装置による信號を云ふ。

「陸軍信號」（Army Signalling）
一とは陸軍の諸部隊相互間、英國陸軍部隊と無線局との間及び陸軍參謀軍（Army Council）¹と他の無線局との間に於ける無線電信装置による信號をいふ。

「政府航空機信號」（Government aircraft signalling）
一とは二き又は其以上の政府航空機の相互間、政府航空場とその他の無線局との間に於ける無線電信装置による信號をいふ。

「海軍省」（Admiralty）
一とは英國の海軍總司令の職を執行するための委員會をいふ。

「航空省」（Air council）
一とは一九一七年空軍基本法（Air Force Constitution Act）に據り設置された省をいふ。

「國際電氣通信條約」（International Telecommunication Convention）
とは

一九三二年十二月九日マドリッドで調印された條約との該約による取扱規定並に、隨時、右に代り又は右の改正として施行され、施行及び規則を以ふ。

「英國諸島」(British Islands)一とは、英國、蘇格蘭、ウェール、

北愛爾蘭、海峽諸島及マン島をいふ。

「特許狀」(License)一とは郵政長官が放送番組を受けるため英國諸島内に無線電信局の設置、維持及運用を郵政長官が発する特許狀をいふ。

「放送事項」(Broadcast matter)一とは音樂、講演挨拶、氣象報道、ニュース、報道、演藝、各種の像及其他の事項を無線電信により傳送し得べき事項をいふ。

「依頼番組」(Sponsored programme)一とは、一商會及び其の出資者以外の一放送者の費用で放送される番組で依主又はその商品名、そのサービスを、アナウンスするものをいふ。

本件は宣付總てに附し、一九三七年一月一日を含み其の日から起算して向う十ヶ年間を限つて、以下「期間」と左の規定に従ひて事項を許且つ許可する。

一九二七年一月一日の特許状で協会が設置した無線電信局を維持すること。

（四）
郵政長官が、文書を以て、隨時、認可した英國諸島内の電話の送受信機を有する無線電信局の設置と維持
本條の項及四項にある無線電信局（以下「局」と稱する）をして放送せしめること、（以下「放送局」と稱する）・
放送局をして通報の受信をなさしめること。
郵政長官が、隨時、文書を以て、認可することあるべき英

する」を設置して持及び通用する。

にて、放送事項を傳送し、或はまた、廣告放送又は依頼番組を
放送して、そのため何人からも金銭又は有價報酬を受けたはな
らない。

むるものと解釋してはならぬ。

て公開の音楽會、劇場等の娛樂又は其他の放送事項を無料収し
て、編引徴段で、放送の目的のために供すること、或はまた、
一翁が放送現場、出演者の名稱、狀況又は放送に使用のレコード
ト、其他の事項、及び此の種放送に許されたる事項をアナウ
ンスすることを妨ぐることはない。

二、場合は不可抗力で止むを得ない場合の外、特許された期間
毎日一毎日曜日含む、郵政長官が許すを以て、隨時、定め

られた時間に放送事項、放送番組を局より有效地に放送するものとする。尚この放送時間に郵政長官の定むるところにより海外にある英國臣民領及び保護領向け放送をなす。

(二)協会は、政府各省からの要求があるときは、何時たりとも協会自費で全放送局又はその一部の放送局から、各省が要求するアナウンス又は他の事項を放送する。

但し、協会が右の放送を爲すに當つて、本放送は、その省の緊急に基いて放送するものである旨のアナウンスをする。

(三)郵政長官は、隨時、協会への通牒でその中に明記した放送事項終定又は一般の放送の中止を協会に要求することができる。右放送事項の内容は此の通牒の規定に従い、隨時、之れを解釋實施すべきものとする。郵政長官

官は如何なる場合でも前記の通牒を取消し、又は變更することを請求する。右通牒は協会が之れが出たことをアナウンスしてもよいかどうかを明記する。

(五)協会は、テレビジョン・サービスをなす際には、郵政長官が文書で規定したところに據り、その條件、制限を遵守且つ実施しなければならない。又テレビジョン放送局又はその他に關しても同じく郵政長官が文書で規定したところに依り實施しなければならない。

(六)各局の送信用空中線の高さ、送信用波長及び發射電波の型式及び空中出力は郵政長官が協会の技師と協議した上、隨時、文書を以て認可するものとする。發射電波の安定と純粹は實に上適當と思はるゝ標準の高さで維持するものとする。

(七)各局は郵政長官が検査及び監督のために任命した技師の検査及び監督を受けねばならぬ。但しそのため協会

の技術と其の職員は一般的業務の執行及び局の運用上妨害を受くるが如きことはない。

(二)協会は前項の検査及び監督に對して、必要且つ適當な一切の便宜を供すべしものとする。且つ前記の目的又は其他の目的のために、協会以外の個人の所有又は占有することあるべき局及び土地建物に、隨時、立に入る権利を郵政長官に對し保證するものとする。

(三)業務の執行上、協会に屬する又は一切の職員又は使用者は英國民たることを要する。但し郵政長官の認可あるときはこの限りでない。

第八條 諸め郵政長官の同意書を得るに非れば、協会のために、又は協会の許可を受けて、本特許により許可せられた放送事項以外の通報の送信又は受信のために、何人も放送局を使用することはできない。

第九條

郵政長官が同様の地位にある他の加入者を締結すると同様の期限と條件で、各局は郵政廳電話系統、電話幹線系統を含むべに連結すべきものとする。協会は必要な連絡の設備と維持とに就いては郵政長官と締入る契約を結び、本特許期間中この契約を遵守且つ継続し、右契約によつて、郵政長官に支拂うべき一切の料金を支拂はねばならない。

第十條 (一)協会は局が通報を傳達又は其他の使用する際に、故意に海軍信號、陸軍信號又は政府空軍信號を妨害してはならない。協会はこの種の妨害を避けるため、常に最善の努力をなすべきものとする。

(二)協会は局の従事者がその使用する機器により又はその他の方法により、海軍信號、陸軍信號又は政府空軍信號が妨害されてをることを知つたときは、如何なる場合でも、右の従事者はこの海軍信號、陸軍信號又は政府空軍信號

に對する妨害の一切の兆候が終つたことを認め、特許
印を受けた設備の使用を差控へることを保證するよう、
常に最善努力を爲すべきものとする。

二 海軍省、陸軍參謀部又は航空省に於て、局の運用のため
に、海軍信號、陸軍信號又は政府空軍信號を自由に使用
することが妨害されてをるとの意見のときは、郵政長官
の文書による要求で協會はこの妨害する局を閉鎖しなけ
ればならない。

三 海軍信號、陸軍信號及び政府空軍の計略に關する此等の
規定は之を本書の他の規定、本旨に反せざるものと解す
べきである。

十一條 協會は總ての點に於て郵政長官が隨時與へ、又は、定む
ることあるべき局の運用に關する技術上の總ての命令及び
規則に従うべく、殊に要求あるときは、海軍、陸軍又は空
軍の演習その他の行動ある間、局の全部又は一部の運用を
中止すべきものとする。

第十一條 協會は郵政長官及び政府各省或は寄託上の目的のために、英國諸島又は英國諸島の領海へ、海岸又は船舶にて設置せられた無線電信局の運用、妨害しないやうに、殊に上述の陸上無線電信局と、一船舶又は航空機上の無線電信局との間の通報の傳送を妨害しないやうに、局を運用しなければならない。

(二)右の妨害を防ぐために、協會は左の事項に關し郵政長官が^協會に與ふる一切の命令及び^特許された者が遵守すべき全長官が規定した一切の規則に従はねばならない。
(1) 裝置の同調を確保、又は局から傳送の通報が他の無線電信局の發する通報と識別出来るやうにするために採られた一切の措置、
何一般に一の無線電信局と他の無線電信局との間に於ける混信の防止、

第十三條 協會は國際電氣通信協定及び本文書の有效期間中、英國皇帝が當事者として締結された最近に關する國際條約の規定を遵守しなければならない。

第十四條 協會は無線電信業務の遂行に關し、大藏大臣の同意を得て、一八六三年乃至一九二六年の電信法の規定により、隨時、定められた規則を遵守しなければならない。

本會は、常に、郵政長官に對し、協會苦しくは本文書により特許又は許可を與へられたる協定の代理人の行爲から亞洲人以降に付き、郵政長官又はその更長官に對して提起せらるることあるべき一切の訴訟請求及び要求に關して、賠償の責に甘べるものとす。

本會は、何人と雖も協會のたゞに、又は協會の所定に依り行爲する者は、自分が局の受信のたゞにせられたものでない通報を知つた場合に、之れを他人へ示すは資格裁判所の官吏で正

管轄を有する者を除く、於漏洩し、又は之れを利用して
はならない。

(一) 協會は各局が運用を開始せる當時、或は郵政廳の電信線路を損傷の危險に曝し、若くはその電信線路を有效に運用したり、便利に運用したりすることが出来なくなり從つてその使用者を妨害するの危險に曝し始めた當時、既に存在せる右の線路の有效又は便宜なる維持運用若しくは、その使用者を直接たると、接したると問はず妨害しないやうに、該局を運用しなりければならない。

(二) 郵政廳の此種の電信線路が損傷せらる、若しくは該線路の有効なる運用又はその一部が全體又は一部が中斷されたり其他の事由によつての害もれ、且つ郵政廳の技師長が其署名を附した文書を以てその損傷中斷或はその妨害が直接又は間接に局の建設、維持又は運用により、若

しくはそれに關聯して、協會のために行はれた作業に起因したものと認むる旨を證明する場合には、郵政長官に對して、この種の損傷を修理上同長官が當然處るべき一切の費用を、要求次第、^協會より拂ふべきものとする。前記技師長が其署名を附した文書で、他の電信線路の一時的又は恒久的損傷若しくはその新らしく交換することが、局の現在或は將來の建設維持又は、局の結果として當然必要であると認むる場合、同じ場合、右の増設なり或は新らしく交換を行ふこと、いいての郵政長官が當然蒙るべき一切の費用について亦同じである。

(三) 局の建設、維持又は運用の理由で上理由がなければ郵政長官が設置すべきであつた位置以外に、電信機械を設置すること、若くはこの種の線路を絶縁その他の方針を以て保護することが同長官にとつて必要なりし旨を技師

長がその署名を附して謲訟したときは、協會は、要求あり次第、郵政長官に對し右につき、同長官の襲れる追加費用を支拂ふべきものとする。

(四) 本條に「電信線路」とは一八七八年の電信法に於けると同一の意味で「郵政廳の電信線路」とは郵政廳に屬し、又は同廳が運用若しこそ是を負うる電信線路又は同廳が政府各部若しくは其他の團體又は個人の爲めに建設又は維持する電信線路を包含す。

第十八條 協會は各局とも年額十磅の特許権使用料を郵政長官に納付しなければならない。右の特許権使用料は一九三七年一月一日に第一回の納付を行ひ、其後は毎年一月一日に之を前納すべきものとする。

書の取扱により郵政長官が協會に支拂ふべき一九三六年度

の金額の代りに、郵政長官は協會に、以下規定する通り、
上つ以下規定する方法によつて、郵政長官が特許を具へた
る者より徵收したる額よりその半額同長官が公布した許
可書によつて向うの一〇パーセントと門一〇五〇、〇〇〇
磅を差引きたる金額を協會に支拂はねてもらひない。

(一)郵政長官は、(一)以下の規定の範囲内に於て、郵便料金徴収の方法を定め得る。
によつて、同長官が公報した許可書によつて特許を與へたる者より第二項による差引を右へたる者より徵収した。従より第二項による差引を右期間及したる上、その全額の七五パーセントに相當する金額を期間中毎年月割にて支拂はねばならない。
(二)第一項に關するパーセントを計算する前に、郵政長官は特許料として徵収せる金額から一九三五年及び一九三九年の二ヶ年間は協食と協議して、同長官が旅送關係、特許料金徵収費とその事務費等の費用を充てるに適當であると考へるパーセント即ちルバ

）モントを設置する。

（三）協議から郵政長官への申立宛開して、下院國庫委員會が協議會の收入が本文書の規定で、（略）議會の職務（海外の自治領の海外販賣税にテレビジョン放送を含む）遂行には不充分であることを認め、場合に（略）郵政長官は協議會へ下院國庫委員會が指示する期間内に第一項にある協議會へ支拂ふ金額の百分之一を賄ふることあるべし。

（四）本文書第十九條の規定並に、前又は本文書の其他の規定により郵政長官が協議會に支拂ふ一切の額は、隨時、その目的のために、議會の運営を助ける奨励金及び下附金より支出するものとする。

(四) 第十九條及び第二十條により郵政長官が協會に支拂ふ金額は月末に郵政長官が適當なりと思惟する月賦方法で支拂ふものとする。なお兩當事者間の精算は適宜出来る限り速かに行ふものとする。

(六) 第十九條及第二十條は船舶特許狀、航空機特許狀、私設業務特許狀及び商業特許狀の下附の下に、又は下附のために郵政長官の徵收する諸料金に對しては之を適用しない。通報の送信及び受信を目的とする無線電信局の設置、維持又は運用に對し、若しくは通報の受信のみの目的を除く其の他一切の目的を有する無線電信裝置の使用に對して郵政長官の發行せる特許狀に付いても亦同じ。

(七) 第十九條及び第二十條の規定により、又は本文書の其他の規定により、郵政長官が協會に支拂ふべき額の計算に

第二十一條

して、郵政廳の會計検査官及び會計主務官又は會計検査官、代理及會計主務官代理の證明あるものは一切の目的に對し最終且つ決定的のものとする。

(一) 政府が場による通報の傳送を管理することが、公營事業にござりて有利なるが如き緊急の場合が發成したものと郵政長官が認めたときは、如何なる場合も雖も陸下の名に於て且つ陸下の請方に、諸局の全部又は一部若しくは或る局の一部を指揮及び所有し、又協會に對しその使用を禁止し、更に之れを陸下の業務の爲めに使用すること或是郵政長官が諸局又はその中の一局の指揮を確保するため適當なりと思惟する其他の方法を探ることは郵政長官にさつて合法であり且つ右の場合に於て、郵政長官により權限を附與せられた者は、協會の局事務所及び工作物に立入り、之を所有し且つ使用することが出来る。

(二) 本條第一項により、郵政長官が授與せられた権限を行使する場合には、第十九條及び第二十條により協會より郵政長官に支拂ふべき額より右の権限行使の程度並に期間に應じて適當なりと認めらる、額を差引くこととなる。但し、協會は郵政長官から上記を受取る権限を有する。

(1) かかる権限の行使のため直接基因する損害として協會の財産に蒙るる損害の補償金

(2) 緊急の性質を帶びるがために、協會が適當に且つ必要により蒙りたる経費の支出額並びに、かかる権限の行使のために協會にござり收入ござらなくなつた金額

(三) 斯る場合には第十八條により協會が支拂ふべき特許使用料から右の権限が行使せられたる期間並に程度に応じ

て適當なりと思惟せらる、相毎額を協會に拂戻し又は之れを免除すべきものとする。

左記各號に該當する場合に（即

(1) 協會が放送事業の運営等により實効に送信すべき前記各條に含まれた契約額及び本文書第五條の規定を協會側が充分に履行しなかつたものと郵政長官が期間中如何なる時も雖も、それと認めたとき

(2) 協會に対する勅許せる條件、若しくは本文書にある契約後項又は條件で協會側で遵守又は履行すべきものを協會側が違反し、之を遵守せず又は履行せず、且つ又其の違反、不遵守又は不履行に關し相當の期間を定めて協會に警告を發し置きたにも拘らず、その期間内に之れを改めず、改善せざれば停止せざる場合

(4)

協會が任意解散に對する決議を可決した場合強制的に、又は、裁判所の監督の下に、協會の解散に對し裁判所が命令を下した場合、債券の所有者のために破産者財入又は高等法院指定破産管財人が選任せられたる場合、若しくは徵収の所有者は協會の資産の一全部を所有するに至りたる場合。

郵政長官は記名額に該當する額又はありと認めることとは、如何なる場合においても本文書による通牒を以て本文書並に協會に對し、本文書第一條乃至第十九條により附與せられたる特許権・権限及びその全部又は一部を取消及び権限することが出来る。而して右の場合には、本文書並に右の特許権及権限及びその全部又は一部は、その際、當事者の孰れかに對し上記

生じる本文書の契約條項及條件の違反に對する訴訟権又は救済請求権に從ひ又それを侵すことなく、絕對的に停止及なほ一定の期間の無効あるべきものとする。

第二十三條 協會は郵政長官の同意書を得るに當りれば、本文書若しくは前記各條に含まれたる特許権より附與せられたる権利、又は権限、若しくは本文書にある契約條項及び規定の利益を譲渡又貸しは、その他の方法により處分すること、或は勘定の認定以外に本款に於て、郵政長官が協會に支拂ふべき額を譲渡し、又は振替せることが出来る。又本文書端より郵政長官が與えべき通牒、要求又は同様の文文を以て文書によるべき旨を規定せられたるものの有る場合、其の間はずつは郵政長官の總務局長又は其總務局に署印を附與せられたる郵政廳官吏の署名を乏

に附すべきものとし、且つ當時登記してある協會の事務所に宛て書留郵便を以て之れを送達すべきものとのことする。尙本文書の下に協會が出す通牒は倫敦郵政廳の郵政廳書記官宛に書留郵便を以て、之を送達すべきものとする。

(2) 本文書の規定により、郵政長官が協定に與へた通牒は同長官が出す文書による其後の通牒により、之を取消し又は變更することが出来る。

右につき郵政長官署名、捺印し、協會または法人章を捺し、茲に立會證明する。

右署名、捺印の上交付する。

郵政長官 代 一 一 一 一 一 一
一九三六年郵政廳法(改正)第十二條ニ依リ正當ニ承認
セラレタル郵政廳官吏 一 一 一 一 一 一

英國放送協會の法人章ヲ 一一一
ノ立會ノ下ニ捺印ス

一九二七年一月一日の放送業務譲渡を規定する郵政
長官及英國放送會社の一九二六年十一月九日附協定書

(**釋者註**) 本協定は、(一)一九二三年一月十八日の郵政長官及英國放送會社の約定書(以下に「原協定」と稱す)(二)原協定の補足たる一九二三年一月十八日の郵政長官及英國放送會社の約定書(以下に「補足協定」と稱す)に對し、更に補足したものなり。
郵政長官は會社に對し、一九二五年三月三十一日までの期間に付き、補足協定第七條により改正されたる原協定第二十六條に規定したる金額の支拂を了し又一九二五年三月三十一日より一九二六年三月三十一日までの期間につきては、郵政長官より會社に支拂ふべき金額を五〇〇、〇〇、〇〇と取極め且つその支拂を了せり。
而して會社は郵政長官の同意を経て、原協定及補足協定に依る右の支拂金額より、會社の資本勘定支拂の相當の部分を積立てたり、然るに會社が本協定を締結することの報償として、該役員は會社に對し、一九二六年三月三十一日より十二月三十一日までの期間に譲する会員の收入に対する金額として五四八、四六四磅、全員換算を爲すべき株式資本に對する金額として七一、五三六磅、合計六二〇、〇〇〇磅を支拂ふことに兩者間に協定成り、而して郵政長官は右の六二〇、〇〇〇磅のうち四二四、〇〇〇磅を本協定書の作成前に會社に支拂ひたるものなり。

第一條(一)

郵政長官は會社に對し、一九二六年十二月一日及一九二七年一月一日の兩回に夫々五七、〇〇〇磅の金額を支拂ひ且つ本協定書第二條(一)に規定せる會社に依る讓渡の實行の際にさきに約定せる六二〇、〇〇〇磅の殘額たる八二、〇〇〇磅を文拂ふべし

(二) 會社は右の六二〇、〇〇〇磅の金額を承認し且つ原協定及補足協定の下に郵政長官に對し爲さる、一切の要求を完全に決済するため、郵政長官の履行すべき本協定書の含む契約事項を承認すべし

(三) 郵政長官は本條第一項の規定の下に會社に支拂ふべき金額より同長官に對し會社より支拂ふべき金額の生じたるときは、之を差引くことを得
前記の支拂及本協定書の含む郵政長官の履行すべき契約事項の報償として會社は次の事項を行ふべし

第二條

(一) 一九二七年一月一日に其の場合の必要に應じ、郵政長官に對し、又は同長官の命ずるところに從ひ左記各號を讓渡又は交附すること

(イ) 原協定及補足協定の目的のために本協定書の日附の日に會社の所有及使用する各種の局スタヂオ土地建物備品機械及裝置の一切（以下「局」と稱す）但し局に於て會社が如何なる財産權利及利益を有するも之を問はず

(ロ) 「ラジオタイムス」新聞及「ワールド・ラジオ」（以下出版物と稱す）に於ける版權
(ハ) 一切の什器、貯藏品、文具、自動車及其他の車輛、次に本項目(イ)及(ロ)に列記されたる資產に關する項目以外の資產、並に斯る資產につき、斯る資產又は其の一部に關し支拂はるべき使用料及其他の金錢の爾後の支拂に付き、及斯る資產又は其の一部に關し從來會社の履行又は遵守すべかりし約

定、協定及條款の郵政長官に依る履行及遵守に付き、當時存する一切の契約上の利益

(二)

郵政長官に於て命ずるときは一九二七年一月一日又はそれ以後の或る日に於て局を引渡すこと

(三)

局及び出版物版権の郵政長官に對する譲渡を一九二七年一月一日に了せざるときは爾後其等を郵政長官の爲めに、又は同長官の命する所に従つて信託されたるものとして保管すること

(四)

一九二六年十二月三十一日以後に於て出來得る限り速かに其の借入金及其他の負債を支拂及決済し各種の資産の餘産へこれあるときは一を郵政長官に對し、又は同長官の命する所に從ひ譲渡及交換すること但し右の餘産は前記の借入金及其他の負債を済済し、向一九二六年十二月三十一日現在の年七分五厘の率の配當を加算せる株式台帳に依る全額拂込済のこと

第三條(一) 會社は郵政長官の文書に依る同意なくしては本協定書の日附以後に於て會社の許可されたる株式資本の額を増額し又は會社の株主に對して新株を發行すべからず（但し會社の株主として承認される各個人又は各會社に對し一株を發行することを除く）
會社の資本額の額面に依る會社株主に對する現金拂戻を準備し且つ會社の解散及本協定の規定の實行の諸経費及それに附隨する諸経費を準備せる後會社の資産たるものとす、會社は郵政長官に對し會社の資産の細目及額、前述の借入金及其他の負債及諸経費の細目及額並にそれらの決済及支辨の細目及額を示す會社の清算人の證明済の堪定書並に一切の必要且つ適當なる證據物件及郵政長官が受くる權利を有すべき餘產へ若しこれあるときはを確定し且つ證明することを同長官をして得せしむるに當然必要なる其他の證據及報告を交附すること

(一) 会社はその解散に當り一九二六年十二月三十一日までの資本に對する配当又は利子の支拂及株主の前記の株主台帳に依る金額拂込済の資本額を株主に拂戻す目的の爲以外には株主の間で如何なる種類の資産をも分配すべからず

(二) 会社は郵政長官の文書による同意なくしては社債を發行し又は会社の資産又は其の一部に關し法律上又は衡平法上の低當を設定すべからず

(四) 会社は原協定及補足協定に從ふ會社の業務遂行中右の業務の目的の當りに、一九二六年十二月三十一日以後に繼續する諸種の契約を締結せるを以て郵政長官に對し又は同長官の命する所に從ひ本協定書に依つて譲渡することに定められたる他の資産の外に右の契約の一切の一九二七年一月一日及それ以後の利益へ其の利益に付きての義務を伴ふ)を右の契約が譲渡し得べき限り譲渡すべし會社は一九二六年十二月三十一日

及それまでの前記契約の一切の下に於ける會社の負債を決済すべく且づ郵政長官は右の契約の内譲渡し得べきものにつき一九二七年一月一日及それ以後の右の契約の下に於ける會社の負債に關し決済し且つ會社及會社の資產に對し補償を與ふることを努むべし

本條の規定を實施するに必要なる一切の配分は會社の土地建物及其の附着物等に關する賃金税及其他の支出並に前記の契約に付き一九二六年十二月三十一日現在を以て本協定書の兩當事者間に行はるべし

會社は一九二六年十二月三十一日及それまでの會社の事業の何れかの部分たり生ずる一切の收入を受くる権利を有し且つ郵政長官は一九二七年一月一日及それ以後の一切の收入を受くる権利を有すべし而して一切の必要な配分を行ふべし

第五條(一) 會社は爾後郵政長官の文書に依る事前の同意なくしては(1)

総結後十二ヶ月以上繼續して効力を有すべき明示的又は暗默的の協定及何他の當事者に依る協定の實行の期間に基きて計算するとき年一・〇〇〇磅の割合以上の額の支出に關し會社に義務を負はすべき明示的又は暗默的の協定を締結すべからず

(二) 一九二六年十二月三十一日以後効力の繼續すべき又は効力の發生すべき協定にして爾後會社の締結する一切は該協定の義務を伴ひ利益を郵政長官又は同長官の命ずる所に従ひ譲渡する權利を會社に對して與ふる規定を含むべし

第六條 本協定書の下に於ける郵政長官の義務の正當なる實行を條件として會社は一九二六年の殘余の期間存續すべく且つ本協定書の日附の日に會社の運用する一切の無線電信局を原協定及補足協定の規定に従ひ且つ一切の點に於て右の規定に應じて運用すべし

第七條 原協定第二十九條の規定は「一九二六年十二月三十一日より」なる語が「郵政長官の特許を有することの終止せるときより」に代へられたるものとして、一切の點に於て解釋せられ且つ効力を有すべし

放送關係 勅許等草案

- (一) 郵政長官が英國放送協會の存續に關し申請しようとする勅許及
(二) 郵政長官の特許狀並に同長官と英國放送協會との間の協定書
（一九三六年十二月陛下の命令に
より郵政長官より該會に提出）

英國放送委員會

驥の恩寵により
大英、アイルランド、海の彼方の英國自治領の王、信仰の擁護者、
インド皇帝なる

エドワード八世は、

本詔書を見るすべての國民に

一九二六年十二月二十日皇考ヂヨーデ五世陛下が親署の文書を以て英
ニ協會（以下協會と稱す）に協會設立の勅許を下附せられたるが

又、一九三一年八月十四日皇太子ヂヨーデ五世陛下が親署の文書を以て
協會に勅許の補足を下附せられたるが故に

又放送事業經營のため遵守すべき條件を答申するため、皇考ヂヨーデ
五世陛下の任命し給える時の郵政長官の任命せる放送委員會
Broadcasting Committee

一月一日より向う十年間現協會を存續せしむべき由答申したる旨、郵
政長官、國會議員、陸軍少佐ヂヨーデ クレメント トライオン閣下よ
り云々に進達せられたるにより

又大英國、北アイルランドに於ける七百五十万以上の國民が放
送番組を受信する目的を以て無線電信裝置を設置し使用するための免
許を申請し又これを受けたる事明白にせられたるにより

これにより示されたる放送事業に對する國民の普遍的興味及同事業
が報道、教育、娛樂等の機關としての甚大なる價値を考慮し朕は國利

民謡のため引續き全事業の發展利用を希望しと考うるが故に
監　大抵と特別の風習により茲に下記の如く本稿書を下附する事を
知　しむ。

英國放送協会存續に關する勅許草案（一九三六年）

法人の設定

第一條 協会は「英國放送協會」なる名稱の下に、永續權及び任意に變換、變更、更新し得る（*soo*）を保有する法人として存續せしめる。

協會は法庭に訴訟を提起し又は提起せらる法律上物的及び人財產を取得及び保有し又法人に附隨し又は隸屬するすべての事項を處理する機能を認める想その歲入の剩余へある場合は、その他の收入の全部は協會の目的達成のためにのみ使用することとする。

協會の會員は以下「理事」（*trustee*）という。

勅許の期限

第二條 この勅許は一九三七年一月一日より効力を發生し（これに

規定せられた事項は）、その日より向う十年間引きつき有効のこととする。

協會の目的

第三條 協會の目的は下記の通りである。

（イ） 大ブリテン聯合王國、北アイルランド、海峡諸島及びマン島（以下英國と稱す）に於て放送事業を行うこと、及びそのため郵政長官からその適時規定する形式により條件に従つて、公共事業として無線電話又は電視により、當分許可せられる事項又はその免許の範囲或は限界内にある事項を放送するため英國内に放送局を建設設置保守運用する免許をうけること。

（ロ） 特に海外自治領及保護領等の利益のため、ある期間郵政長官の同意する手段方法により放送業界及前述の免許を許可以外の方向に發展及開拓すること。

又時に應に前述の免許の期限及條件の更新、擴張、變更に關し郵政長官の許可を受け或は之れに同意すること。

(内) 協會の目的達成に必要又は便利な局所、工場設備、資產等を取得すること。

(内) 放送用として有効に受信及送信するに必要又は便利な機械設備その他を備えを局所を建てし設置すること。

(内) 有料と無料とにかくわらず協會の目的達成に有効な新聞、雑誌、定期刊行物、書籍、圖文その他の文書を編纂、準備、印刷、出版、發行、同覽又は配布すること。

(内) 郵政長官の認可を得て、協會の放送業務に及協會の目的に關係ある公開音樂會その他の公開催物を組織し開催し又是補助すること。

(内) 適當と思はれるあらゆる方法により世界各地に於けるニュース、時事に関する情報を蒐集し或は通信社を設立し又是

通信社へニュース供給の申し込みをなすこと。

(内) 協會の目的達成を助長するために、販賣、購入その他の方法により文學、音楽、美術、詩劇、レコード、ニュースその他の事項に關する著作権、版權、商品名等を取得すること及これを使用し行使し後達をしめこれらに關する免許を與え又は利用すること。

(内) 協會の目的達成のため、製作、製造、購入その他の方法により映畫、同用材料器械を取得すること又協會の放送或はこれに附隨する業務に之れらを使用すること苦しくはこれらフィルムを賣却、賃貸その他の方法により處分すること。

但前項により協會は前記の目的外は公衆を款待するためフィルムを公開する權利を與えられるものではない。

(内) 協會の目的達成に役立て力役立へと豫想せられる聲、並又は機械に關する發明の秘密又は報告使用上獨占的又は非獨占的或は限定された權利を附與すべき特許状・特許權又は特許狀・特許權 **光明告示狀 (Lightning Concession)** を買收その他の方法により取得し又適當と思はれら方法でこれらを利用すること

(内) 下文の規定に従い政府又は都市、地方その他の當局との間に、協會の目的達成に有益と認められる取り極めをなすこと及上記の政府又は當局より協會が得たいと望む權利、特典及許可權へ。 **Concession** を取得すること

又上記の取極權利特典許可へ。 **Concessions** を實行し行使し又は之れに従うこと

(内) 協會の現職員又は前職員若くはその家族關係者を利用する

事を目的とした會、機關、基金、信託、便宜 (Conveniences) を設立、支持又はその設立支持を援助すること

こと、退職金及手當を與えること、保險料を支拂うこと、減資事業のため、展覽會のためその他公共、一般設は有益人の目的のため、寄附をなし又は保證をすること

(内) 購入、貿賣借又は交換、雇用その他の方法により協會が業務遂行上又はその目的達成上必要と考える物的又は人的財產或は權利若くは特典、特に土地、建物、地役權、機械、工場設備、業務用品を取得すること

(内) 郡政長官の承認を経て、婦人その他の方法によりその會社の目的に上記協會の目的に何れかを含む會社、又は協會の目的達成を容易にし成は難進するに役立つ機經營するとの出來る會社の株式證券擔保等を取得し又はかような會社を助成或は援助すること

社会に取り差し當り不必要な金錢を時に應じ協会が定する方法により投資又は處置すること。

(四) 協會に取り差し當り不必要な金銭を時に應じ協會が先する方法により投資又は處置すること。

(五) 下文に定める規定により、協會が適當と考える方法に従い協會の財産又は権利の全額あるいは一部を抵當として金銭を借り入れもしくは協會の財産又は権利へ現在及將來の、の全額又は一部を擔保とする債券又は債券期不定期債券の銀行によつて金銭を調達し或は金銭支拂の保證をなすことを及び本債券類を買入れ、受け取し又は皆済すること

但しかよろにして借り入れ額又は保證した金額の或る時期における未了金額は當分一いつのボンドを越えないこと。

(六) 協會の財産及び権利の後押又は一部を賣却、改良、管理、發展、交換、賃貸借、贈人、譲り、販売、利用その他の方法により處置すること

協會の目的達成のため必要又は便利なあらゆる種類の
保證又は補償に關する契約をなし又はその契約を實行す
ること

(2) 協會がその目的達成のため又はその權限遂行のため當
然或は便宜と考へるあらゆる種類の行動をなすこと

土地取得権

第四條 朕は茲に協會に對しその目的達成のため買入れその他の方
法により英國内に於て土地、土地權（Tenements）^{物的財}
產權（Hereditaments）^{物的財}を取得する權能を附與する。又財產
永久拘束（Perpetuity）賃借その他の方法によりこれらの土地、
土地權、物的財產權及びこれらに生ずる利益を保有し或は時、
に應じ贈與、遺贈、譲渡その他の方方にによりこれらの全部又
は一部を處分し或は處理する權能を附與する。尙又各個人、
政治團体、法人に對し協會に或は協會の利益のために上記の

制限内に於て、土地、土地權、物的財產權及びこれらに生ず
る利益の永久拘束權を設定し又は廢除することを免許する。
但し事前に郵政長官の書面による同意なくしては協會は上記
の制限以外の土地、又はこれに生ずる利益の取得及び保有を
禁止せられる。

自治領及び外國の許可（Concession）に關する制限

第五條 朕は茲に協會は事前に郵政長官の書面による同意なくして
は自治領各國又は外國政府より許可（Concession）權利又は
特典を取得或は之等と何等かの取り極めをしてはならないこ
とを宣言する。

機構

- (1) 協會にそのすべての集會を主宰する權限を與えられた一
人の理事長をおく。
- (2) 又理事長不在の場合協會のすべての集會を主宰する權限

を負えられを一人の副理事長をもつて、
西郷事務長又は理事長により権限を與えられた他の職員が下
記の職員を除つて協会が制定する規則により協会の業務處
理のためのすべての協会の集会を召集する。
当會の理事長及副理事長は時に感じ狀の決定する問題及
其案件の下に概要院に於て任命せられる。

為金、賃代、旅費等職員は總長と呼ぶ。

第七は協会はその業務の大部分進行に必要なと思はれる人數の職員
一員を含む及び監督を委任すること又協会が適當と考え
る額の報酬をへ總長の外一員を含む一決定すること
當すは如何にして任命せられかに不拘、協会と職員との間
の契約の條項に共きその報酬を規定することが出来る、理事
を除く。

ハ第八は業務を處理するため集会開催がねばならぬ。又下記

の條件に従い適時上記集会の召集、通知、場所、選行及び延
期し、又その業務の處理運営に關する一般的事項に關し
て適當と考える規則を定めねばならぬ。

ハ九、即集會に於ける議決定數は時に總じ郵政長官の規定す
る大の出席の數を以て充てせらるるに左もぬ。

内すべての議題は投票によつ且つ郵政長官の投票の多寡決に
依り、當れども決議されざりば、失敗。集會に於ける投票（贊否）
の際はその票のうち者第二投票で最も決定投票權を
もつものとする。

ハ十、協会はその決定する目的と無忤にて同會員を會員とする
、委員會を設置することをても、併しこの委員會の決定は
は協会の承認を必要とする。

第十、總長を設置權

（四）助言を與える個人を任命又は委員會を設置すること
が出来る。

委員會は小委員會を設置する権限をもつ
各委員會は協會の決定する目的のためにその決定する條件の
下に設立せられねばならない。
（五）是時此種委員會又は小委員會の集金及び議事に關する
規則を作ることが出来る。

理 事

（一）協會の理事は理事長、副理事長及び隨時朕によつて樞密
院に於て任命せられる者とする。

（二）理事は下文に規定する失格に備する規定に該當する場合
以外は朕の命令する五年以内の期間その職に止まる権利
を附與せられる。

（三）退任理事はその所遷が公益のため必要である旨郵政長官

が朕に確認する場合の外再選される資格がない。

（四）理事の數は（理事長及び副理事長を含む）樞密院に於て朕
が別の指定期をなした場合の外七名とする。

但しこの數は樞密院に於て朕により適時削減せられる。

五十一

協會の理學は、上文の叙述、参考もあまによつて進行を、これら

として、既に了承する。但し、本件は、上記の如きの如くしての職務に對する

として、協會の地位から下院へ、賃を受取る。

（長

年給　馬の手料

日給

月給

下

の各種

：

六、七、八

は右の外その職務の正當な賃料は、軍に支給した費用

の收入の中から受取ることある。

過誤の失格

の場合は元たる会に於て貞節的に處してなくならり

その職が族により懲罰院に於て解任せられたとき

郵政長官が協會の利益と利害相反すると認めた議員は該

事事が解いた時

事が締結海賊となるか、破壊するか、その債務者となる

とき

講集会、出席せず

が暫の間直なくして、上協會の講集会、出席せず

過、停職、失格、死亡その他の原因、此より蒙事に該員を生

じた時は郵政長官は署名した上で、之をこれで監に確認しなければならぬ。この時は該員は該員の責任に於て補充するこ

とが相まる。

附

十四條

右は該社左の權限及び權能を附與せられる。

本勅許の目的達成のため毎年以降、隨時繕修により下附所に

すべての基金を受け取る權能

記載より下附せられるすべての基金の管理及び財務監視

のため協會が最優先されられ協會に贈與せられ又は上記

の財源から得られるすべての金額を次り取り管轄する前又前記

の賃は、該社は、上記の如きの如くして、其の正當に付與する

が、該社に明文にて規定せられ、其の割合を除き協會

又前記

金 護は如何なる才娘からえられたりせよ、如何なる場合に
も親姉その辺として協會の金をめぐらしく分配してはならない。

卷一百一十一

門協會は全體に（もしもあれど）一協會の機械資本又はその財産

の更新（REGISTRATION）一此必接税とその監事が認める金額（REGISTRATION FEE）の第1項による減債基金に対する規定を考慮に入れて一及上記目的に適用のため監督が隨時決定する金額を毎年その收入の中から積立てること

内通金の償還ハ
tried to make it
この目的に對する感震奉金义は協賛監聽により資産相定より9
云れとして認められる性質の支那等に使用することが出来る
旨協定はその収入の申込書にて、専用の金額を予知難とし
て積立て受け繰換することが出来る。又勝手の目的達成に
有効だと考ふるにてその金額を改めて足分し使用するこ

日本農業政策研究報告書

監事は毎年一名以上の監督者而其の監督ある監事の監督を受ける
監督は監督分科改定直前の監督監督を受けられぬならない

〔協會は毎年少くとも一回前年度の議事録の一般報告を作成し、それには協會の幹事により通常に證明せられた收支計書及び損益勘定書を添付しなければならない。

内會表は内分上記年次一般報告、會計報告及損益勘定表が完成した時は直ちに郵政以官にて提出すること

内協會は如何なる場合をいえども理由あるときは請求に應じ、該幹事官又その代理するすべての者に協會の會計を検査する充分な自由を與え又協會の會計は必ず處理及契約に關し彼等が要求する報告又は書類より供しなければならない

一 般

〔この勅許の目的又は権限を有効に行ふために必要を補足的勅許又は議會の法律が必然を認められる場合には協會は隨時これらを申請し受取ることが出来る。

〔協會又は協會の被選した委員會の行為又は處置は協會又はその設立した委員會に於ける決議を理由としてその效力を云爲せられることはない。

(三)協會の理事長、副理事長、或は理事として又は協會の設置した委員會の委員として行爲するもの、任命上の缺陷はその參加した協會又はその設置した委員會の處置を、この處置に關與した委員の大部分がその處置をなす權限を適法に與えられている限り、無効~~す~~^シる理由としては認められない。

(四)個人によつて作製せられた證書~~を~~^を sealして確認文書をさむ必要ある場合には協會の ~~規則~~ ^{規則}を施し協會の決議によつて権限を與えられた一名以上の理事によつて署名せられ且適當な職員によつて副署せられねばならぬ。協會によつて作成又は發せられた通告書、任命書、契約書、命令書その他の諾文書で~~署名~~^{署名}を必要としないものは協會の指名する理事又は職員によつて署名せられるければならない。

(五)協會の適當な職員とは總長又は協會によつて適法に権限を與えられた職員のことである。

(一)この勅許の下附は協會が總務員出費にこの勅許に規定された條項及郵政長官より適時協會に下附せられる免許の権項を守ることを明白な條件とする。

(二)郵政長官は、關係があると認められる個人政治團體又は法人の申告に基き若くは其他の方法によりこの勅許又は法規に規定の免許又は命令の規定が守られていないと推定される場合は~~總務~~^{總務}の理由があるものは協會に對しこれら規則の遵守を要請し、その決定する期間には協會がこの要求を滿足しない場合には郵政長官は自己が適當と認むる場合との事實を自署ある文書により狀に確認することが出

來るこの證明書により朕はそれを飲する場合合法的に
顕彰を印した文書を以てこの勅許及その内容を絶對的に
に廢止し無効とする事を命ぜる。但茲に規定せられた
た廢止權の保有は、この勅許を無効とし拒否するため
の異議申立狀又は権利確認審査狀その他法律による手
續を制約し又は禁止する力不有せず又有するものと解釋
してはならない。

第十九條 本勅許により與えられた権限及本勅許に含まれた規定に
従きその業務が行はれる限り上記十年の期限満了と共に協
定の業務は終了することを希望し宣言する。但朕が署名し
た文書を以てその反対を宣言し且朕が適當と認む。期限及規
定期に條件を以てこの勅許の規定による業務を繼續する権限
を與える場合はこの限りでない。左の如くにして更新された
期間は本勅許の期限の一部と解釋する。

解散及び清算

第二十條 協會が朕の裁下を經、その趣旨と認める條件に従い本勅許を
放棄し又郵政長官の認可を方法に従い協會の業務を清算そ
の他の方法により處理するのは合法的である。

第二十一條 協會の任意又は強制解散の場合には協會の資産はその負
債の範囲にてて清算する。郵政長官の批示に従つてこれを實
現ねばならない。

一般宣言

最後に朕は本詔書を以て本勅許により設立された協會及其議員者に對
し其の廢止を勅許する旨。本勅許状との併びは原本はその本來の
所に在るに從い法律上充分正當且有體であることを、又これらすべて
の廢止裁判所その他のに於て朕の御御意付を以て大臣その他の國民の全
て又は各自により協會及その繼承者にとり最も有利となる様解釋せら

れ判断せらるべきこと、又事内又は事實を隠する脱落、誤記、その他
の省略、不完全、缺點等以上記に關し如何なる意味に於ても妨げ
ざまらない旨

この規定は前述の方法により變更、改正、又は追加された本勅許
に適用せられる。

ハ後

略

241